

官報

号外
平成三十年十一月二十七日

○第百九十七回 衆議院会議録 第九号

平成三十年十一月二十七日(火曜日)

議事日程 第六号

平成三十年十一月二十七日

午後一時開議

第一 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(第百九十六回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

法務大臣山下貴司君不信任決議案(辻元清美君外六名提出)

検査官任命につき同意を求めるの件

個人情報保護委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央労働委員会公益委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(第百九十六回国会、内閣提出)

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時十七分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○星野剛士君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

辻元清美君外六名提出、法務大臣山下貴司君不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 星野剛士君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

法務大臣山下貴司君不信任決議案(辻元清美君外六名提出)

○議長(大島理森君) 法務大臣山下貴司君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。山井和則君。

法務大臣山下貴司君不信任決議案

(本号末尾に掲載)

(山井和則君登壇)

○山井和則君 私は、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、無所属の会、日本共產党、自由党、社会民主党・市民連合、この各派

を代表して、ただいま議題となりました法務大臣山下貴司君不信任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。(拍手)

まず、決議案を朗読いたします。

本院は、法務大臣山下貴司君を信任せず。

右決議する。

(拍手)

以上であります。

初めにおわびを申し上げますが、喉を少し痛めておりますので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、静かに語らせていただきたいと思います。

山下法務大臣は、入管法改正法案を提出しました。私たちも、外国人労働者の受入れの必要性は認めております。本来、与野党が対立するテーマではないと思います。

しかし、この法案の内容は、中身はすかすか、問題だらけの白紙委任法案、上限もない青天井法案であります。現状の極めて重大な問題を抱えている外国人技能実習制度をそのままにしつつ、外国人を単なる労働力としてみなし、その暮らしや人権をないがしろにするだけでなく、我が国の労働者の雇用や暮らしを脅かしかねないものです。

山下大臣に法務大臣の重責を担わせるわけにはいきません。私たちは、愛する日本を人種差別の国にはしたくありません。世界一人間を大切にしようとする国にしたいのです。そのために、何としても入管法改正法案の成立は阻止せねばなりません。そのような法案を提出した山下大臣を信任することは到底できません。

以下、何点かに分けて述べさせていただきます。まず、山下大臣不信任の理由の一つ目は、非常に深刻な問題のある外国人技能実習制度を温存し、更に拡大して、外国人の劣悪な処遇を放置、拡大しようとしている点です。

私は、この間、野党合同ヒアリングなどの機会に、約三十人の外国人技能実習生にお目にかかり、悲惨な状況についてお話を聞きしました。

例えば、建設を学ぼうと思って日本にきた技能実習生の方は、知らない間に福島で除染作業をさせられて、非常に危険な仕事だったと訴えておられました。これは完全に人権侵害です。余りにもひどいです。

また、あるカンボジアの女性の、私が出た実習生の方々は、残業代三百円、一カ月休みなし、朝八時から夜中一時まで働かされ、体を壊して、病院に行きたいと言っても行かせてもらえない、残業代不払いの仕打ちを受けられました。そして、労働組合や弁護士を通じて、三百万円の残業代の不払い分を払うように求めても、全く払ってもらえない。(発言する者あり)そんなやつは絶対だめだと自民党の皆さんがおっしゃっているわけですね。そういう現状を放置し、拡大しようとしているのが今回の法案になっております。

そして、何よりも、このような現状が詰まった八百八十四人分の手書きの聴取票、こういうものを、きのう、野党の一年生議員の方々が手書きで書いておられました。こういう技能実習生が想像を絶する悲惨な仕打ちを受けている部分が、一部ではありますがあるわけです。この部分をしっかりと認識せねば、新しい制度をつくるわけにはいきません。

私が出会った実習生の方々は、日本が好きで、日本政府を信じて来たのに、どうしてこんな仕打ちになるんですかというのを非常に嘆いておられました。こういうことを今拡大して、新しい特定技能一号にすることは許されません。

日本人の労働者にこのような仕打ちをすることは、普通は考えられません。残念ながら、この実態は外国人差別と言わざるを得ないのではないのでしょうか。こういう状況を、与野党を超えて、一旦、技能実習生がどういう状況に今置かれているのかを知らねばならないと思っております。

私が出会った、静岡県の工場で働いておられた中国人の実習生の女性には、職場でいじめに遭いました、仕事を頑張っても認めてもらえない、上司から仕事を与えられず、配置転換の願いも無視され、飛びおり自殺を図りましたとおっしゃっていました。今、うつ病の治療を受けておられます。きょうも、ミヤンマーの方からの相談がありました。

三人の、岐阜の縫製工場で働く二十代の女性。朝七時から仕事をし、これは今の話です、今、こういう問題が起きているという話です、朝七時から仕事をし、毎日、仕事が終わるのが晩十時。

今、警察に言ったらいいよというやじが自民党からありました。しかし、こういう状況が放置されているんです、残念ながら。一人や二人じゃなくて、ここにそのような現状が詰まっているんです。

これは個別の問題じゃなくて、構造的な、技能実習制度のはらむ問題なんです。そのような問題を放置して、警察に任せとかいろいろおっしゃいますけれども、その元締めは国会じゃないですか。しっかりと外国人の人權を守る最終責任は国会が持たないとだめなんじゃないですか。それが立法院の務めじゃないですか。そんな簡単に警察に言えと言つて、警察に言つても状況がよくならないからこういう現状に今残念がらなっているわけでありまして。

話を続けますが……(発言する者あり)その方々を助けましようとおっしゃったから、そうなんです、みんなで一緒に助けようじゃないですか、こういう困っている方々を。与党も野党も関係ありません。日本が好きで日本に来た労働者の方々と一緒に助けて、救おうじゃないですか。そういう話を私はしているんです。

このミヤンマーの三人の女性の方は、休みは月に一回か二回の日曜日、残業は毎月百五十時間から百八十時間、過労死ラインを超えています。労働基準法違反。本給はたった六万円、残業代は時給四百円。日本人だったら三十一万円ももらえるはずが、実際には、ミヤンマー人だという理由で十二万円しかもらえていない。法律で義務づけられた賃金の半分以下。そして、このことについて苦情を言ったら、雇主は、強制帰国をさせるぞというわけ。あんまりじゃないですか。

私が先日出会った……(発言する者あり)今も、教えてよ、告発しましようよとおっしゃっているけれども、告発しても残業代が払われないんですよ。そういう現状をどうするのかという議論を抜きにして、新しい制度に進めないじゃないですか。

人手不足もわかるけれども、安い労働力じゃないんですよ。日本が好きで来られた大切な、一人一人が人間なんです。警察に言いましよう、警察に言いましようと自民党の方はおっしゃっているけれども、それが十分に対応できていないから、政治の力でしっかりと制度を見直そうとしているんじゃないんですか。技能実習制度の問題点を警察だけに任せるとするのは、私は無責任だと思えますよ。

私が出会った、カンボジアから来られた男性の方は、段ボール工場です。仕事をし、指を三本切斷する大けがを負いました。そして、病院に行けるのかと思つたら、雇用主からは、仕事ができないうんだったら帰国しろと言われたと。あんまりではないですか。つまり、労働災害に対しても、余りにも無責任なケースがあるんです。

このカンボジアの男性は、私が法務委員会で山下法務大臣に質問したときにも、たまたま傍聴に来られました。傍聴の後、国会の廊下でお目にかかったときに、その方は、なくなった三本の指を私に見せながら、自分のことを国会で質問してくれてありがとうとございます。私と同じようなわけでほかの外国人労働者が苦しむことがないように、私の話をみんなにしてほしいとおっしゃっておられました。みづから指を失いながら、その被害を公表することにより他の実習生の処遇がよくなるように願つておられる、その実習生の姿に私は頭が下がりました。そして、何度も私に、ありがとうございました、ありがとうございましたと。そのカンボジアの男性が頭を下げる姿に、私は胸を締めつけられました。

私たちは、こういう技能実習生の現状を知っている中で、このような非人間的な扱いを放置したまま固定化、拡大化を技能実習制度でしたら、国際問題になる、あるいは日本社会が崩れてしまうのではないかと不安を強く感じます。これは、外国人がかわいそうねという話じゃありません。

今も自民党から、制度が全然違ふとおっしゃったけれども、ある業種では一〇〇%、技能実習制度から特定技能一号に移行するじゃないですか。完全に一体化しているじゃないですか。法案の内容をわかっているんですか。

外国人がかわいそうだという話じゃなくて、最低賃金割れ、残業させ放題、残業代も払わない、けがをしてもほつたらかし、病気になるてもほつたらかし、こんなことを一部とはいえ技能実習生の方々に許したら、日本の国の品格が私は問われると思います。

十一月九日の金曜日、一つの裁判の判決が出ました。原告の中国人の女性、セクハラと残業代未払いを三年前から訴えておられました。朝八時から深夜まで農作業が連日行われ、毎晩遅くまで仕事をしていたから、指もぼろぼろになりました。そんな傷まで負いながら仕事をしても、残業代は時給三百円。そして、その三百円の残業代すら払われませんでした。

今、自民党から、ええとおっしゃいましたけれども、ええじゃないんですよ。これが現状なんです。法案を採決しようとしている中で、こういう現状を聞いて、ええとびつくりしてどうするんですか。そんな現状も知らずに法案を通しているんですか。

すか。

それで、残業代が払われない上に、セクハラも受けられました。受入先から胸やお尻をさわられる、雇用されている側の方々が何とかを露出して歩き回る、きれいだとか結婚してくれとか言い、日常的にその女性の肩やお尻をさわるようになった、シャワーを浴びているときに、シャワー室の外から、一緒にシャワーを浴びたいと言ったり、勝手に部屋に入ってきたこともあるなど、セクハラ被害に日常的にさらされたそうです。

しかし、裁判ではセクハラについては認定されませんでした。目撃証言が十分でないというような理由だと聞いております。

この実習の女性には、セクハラはつらくて、農家経営者から体をさわられるなどエスカレートし、耐えられませんでした、監理団体に訴えたけれども対応してくれませんでした、農家と監理団体に責任をとってもらいたい、日本の司法は公正だと信じていますと述べておられました、認定されませんでした。

この方のケースだけではなく、技能実習生の女性の方がセクハラやさまざまな被害を受けているという事例をたくさん聞いております。百万円近い借金を背負ってこられているから、逃げようと思つてもなかなか逃げられないのです。これはもちろん大問題です。被害に遭った人たちが私もヒアリングをしているわけですから、厳しい、悲惨なケースが多いと思います。しかし、存在する現実の話なのです。

さらに、例えばどういことが技能実習の現場で起こっていたか。これは少し前の話になります、長野県のある地域では過去に次のような事例が問題になりました。

雇用主の農家の許可がない状況において無断で自転車に乗ることを禁止する、他の研修生あるいは雇用主の農家の家に滞在することを禁止する、大勢で集まり是非を論ずること、無断で研修生間の争いを解決することを禁止する、地区をまたい

で行動することを禁止する、仕事又は外出時は赤色の帽子をかぶらなければならないなどの、個人の自由、権利を侵害する決まりで縛られていたケースも過去ありました。

四年前には、福井県で強制帰国の事件が起こりました。

二十二歳の中国人の実習生が、異性、男性の家に何回か泊まりました。それが問題だということで、空港に無理やり連れていかれて、強制的に帰国させられそうになりました。何とか、支援団体が強制帰国だけはやめさせてくれということで必死になつてとめて、強制帰国は免れました。その後、相手の男性の方と結婚して、今は幸せに暮らしております。

でも、異性の家に泊まったからといって強制帰国させられる、これは許されることなんでしょうか。大人ですよ。注意を受けることはもしかしただあるのかもしれませんが、それが強制帰国というのではありませんか。

また、実習生は妊娠すると強制帰国させられるケースがあるため、妊娠した実習生が泣く泣く中絶したという事例も多く報告されています。

今、本当にそんなのあるのおつしやっていますけれども、あるんですよ。あるから問題なんですよ。びつくりしている場合じゃないんですよ。私たちが驚くような、日本人の労働者だったら絶対受けないような差別的取扱いを技能実習生が受けているんですよ。それをそのままにして、拡大していつていいんですか、これ。

さらに、兵庫県のケースでは、失踪しないようにパスポートを取り上げる。パスポートを取り上げて、逃げられないようにしている、そういうケースすらあります。

労働基準法違反で、残業代も払わない。しかし、逃げられないようにパスポートを取り上げられる。あるいは、異性の家に泊まったら強制帰国させられる。これは人権侵害ではないでしょうか。人間扱いしていないと言わざるを得ません。

先日私が会ってお話をお聞きした、中国から来られた三人の外国人の技能実習生は、三人とも労働災害、大きなけがを技能実習でされました。

一人の方は、レタス農家で作業中に車にひかれ、足を負傷、入院されました。しかし、その入院をされて治療する間、給料も払われなかったという事です。

もう一人の方は、建設の解体現場で十二メートルの高いところから落下して、背骨を二本折ってしまった。この方も、支援団体とか弁護士さんが相談に乗るまでは、十分な労災補償も受けられず、休職後の補償もなかったそうです。また、事故の際に安全ベルトは装着されておらず、いつもそのような状況で労働していたそうです。

つまり、日本人だったらしっかりと安全の教育とか安全ベルトがある場合でも、外国人の技能実習生では十分な安全の教育もなく、言葉もわからない中で危険な仕事をさせられる。だから、技能実習生のけがの多くが、仕事を日本で始めて一週間から一カ月以内のけがが非常に多いんですよ。

もう一人の方は、カキの養殖の仕事を実習生としてされていました。カキの養殖の仕事は、いかだの上に乗って、針でカキをむいていく作業をされていました。海の上ですから揺れるわけですね、波で。そのような状況の中で、その針が目に刺さってしまった。それで、片目がもう失明寸前になってしまい、光が見えないという状況で、先日、国会に来られました。

この技能実習生が大けがをされたその場所では、この方一人、もう一人、ほかの技能実習生も針で目を突いて、目を大けがされた。さらに、もう一人の方は、その職場のいから落ちて亡くなってしまうた技能実習生もおられたとおっしゃっておられました。

本来だったら、例えば安全の眼鏡をかけるとか、さまざまな配慮が必要だったのではないかと思います。なかなかそういう十分な配慮、外国

人だからという理由でされてはいないんじゃないでしょうか。

このお三方から、私も、日本についての思いを聞かせていただきました。

その方々は……(発言する者あり)今も、ルールをつくらなめかとおっしゃった。だから、私たちは、じっくり時間をかけてルールをつくらうと言っているんですよ。ルール、できていないじゃないですか。今回の法案に、外国人労働者の労働条件を確保する実効性のあるルール、ないですよ。だから、じっくりルールをつくらうと言っているんですよ。

本来、皆さんもこの話を聞いて、かわいそうだな、ひどいなと思われると思います。もちろん、私が会ったのはひどいケースばかりだとは思いますが、でも、こういう現状があるんですよ。

さらに、これは、運悪くじゃなくて、構造的な問題なんですよ。言葉がしゃべれないから被害を訴えられない。日本の労働基準法なんか知らないんですよ。最賃もわからないんですよ。

さらに、先ほどの縫製工場の女性の方も、晩の十一時まで仕事をさせられて、これは労基署に言わないとだめだといって、ビデオに撮ったわけですよ、十一時まで仕事をしていますと。そのうしたら、労基署からは、それは仕事なのか自分の服を縫っていたのか判定できないから残業とカウントできませんとなつちやっつたんですよ。

やはり、技能実習生の方が、右も左もわからない日本に来て、言葉も十分わからない、法律も十分わからない。そして、ちよつと苦情を言ったら、ある五十人の会社では、苦情を言ったら一人の人を見せしめに、すぐ強制帰国させました。そうしたら、残る四十九人は震え上がって、強制帰国させられたら、百万円の借金を背負って来ているけれども、もう家に帰れない。家族や子供も本国にはいる。だから、一人が見せしめで強制帰国させられたら、もうその職場の外国人労働者は、最低賃金を下回るうが、休みが一カ月なくても、労

災に遭おうと、もう我慢して、我慢して、我慢して。やはりこれは私がおかしいと思います。

そして、その労災の被害を受けた三人の中国人の実習生の方はこうおっしゃっているんです。自分たちも日本が好きで来たんだから、大切に扱ってほしい、日本人と同等に扱ってほしい、そして、けがをしたらちゃんと治療を受けさせてほしい、治療を受けるだけじゃなくて、貧しくて生活に困っているんだから、その間の給料を払ってほしいと訴えられました。

これは当たり前のことじゃないですか。仕事でけがをして、治療を受けさせてほしい。当たり前じゃないですか。その分、給料も払ってほしい。当たり前じゃないですか。日本人にこんなことしたら、許されませんよ。なぜ、外国人技能実習生だからということで、こういうケースが放置されているんですか。

ことし一月には、政府の統計をもとに、実習生の労災での死亡の割合が日本全体の二倍となっていたことが報じられました。

二〇一四年から二〇一六年の三年間で、日本全体の労災死は雇用者十万人当たり一・七人に対して、外国人実習生は十万人当たり三・七人。記事では、なれない日本の労働現場、しかも、労働安全衛生への意識が低い中小企業で働くことが多い上、実習生は日本語での意思疎通がうまくできないとの解説のコメントがありました。まさしくそのとおりです。

さらに、けがで働けなくなった実習生を強制帰国させるケースもあり、労災隠しは横行しているというふうな警鐘が鳴らされています。

実習生の訴訟を担当されている方々も、実際には、日本人の二倍どころかもっと多いと。ある方は、実際、技能実習生の労災の割合は日本人の十倍ぐらいに当たるんじゃないかということもおっしゃっておられます。

外国人技能実習生のヒアリングにお越しをいただいたお一人から、本当に切実な気持ちを記され

た手紙をいただきました。ベトナムから来られた方であります。ぜひ国会の皆さんにこれを知ってほしいということで手紙を託されましたので、ベトナムの方の手紙なのでちよつと日本語が不十分なところがあるんですけども、簡単に読み上げさせていただきます。

実習生の悩みを国会にお送りします。

実は、ベトナムにいたるとき、日本はいい国だと思つていました。例えば、文化がいいし、科学技術がいいし、経済がいいし、給料も高いと思ひ、それで技能実習生として日本に来ることが決まつたのです。

二〇一五年、来日する私の希望は、専門技術を勉強したくて、お金を稼げたかつたのです。将来、帰国したら、専門技術と貯金を持つて帰つて、生活がちよつと楽になりたいです。

日本に来てから、契約書による専門仕事を全然させてもらえないです。除染をさせられたりしました。また、いろいろ仕事をさせられました。例えば、苦勞仕事、危険仕事、汚い仕事をさせられた。専門技術を教えてもらうことが全然ありません。かえつて安い給料を支給してもらつただけです。こんなやつて、契約書に違反したんだと思ひます。これまで三年間たつたが、専門技術を勉強できなくて、貯金もできなくて、本当に心配し、今、帰国して、何かやるかなと悩んでいます。

三年間日本にいて、もつたいなかったなと思つています。日本はいい国だと思つていて、人生もいいし、科学もいいし、経済もいいし。私の運が悪くて悪い会社に当たつたので、技術を勉強できなかったで残念でした。それで、できれば私たちの期限、技能実習生にやり直させていたかどうか、お願いします。

なお、技能実習制度に対して、できれば見直しをお願いできますか。技能実習生は、日本のことなら、実習生たちに専門技術を教えてあげてほしいのです。もつとも、実習生たちは、来日してか

ら単純に労働させられるだけなら、現在低い、意識してもらふのは、実習生たちの生活に対してちよつと大変です。

よろしくお願いします。どうもありがとうございます。

私の日本語、まだ下手くそで、どこか間違いがあれば、許させていただきます。

もう一つあります。ふるさとに、私たちは家族の支えが必要です。こんな支給してもらふのが困るになりました。本当によろしく願ひします。どうもありがとうございます。

福島で除染をさせられたベトナム人の実習生からの手紙でありました。

このように、実習生の方々の中には、ひどい労働環境、生活環境に置かれていられる方が多いですが、なぜそれを受け入れねばならないのか。それは、母国に戻りたくても、実習生として日本に来ることを選択した時点でブローカーや仲介業者などに多額のお金を支払つてしまい、多額の借金を抱えているケースがあるからです。

以上、一つ目は、非常に深刻な問題のある技能実習制度を温存し、更に拡大して、外国人の劣悪な状況を放置、助長しようとしている点、これが山下法務大臣不信任の一つ目の理由であります。そして、山下法務大臣不信任の理由の二つ目は、その実習生との面会を拒否し、実態把握に乗り出そうとしない点です。

これまで述べた技能実習生の問題は、私は直接会つてお話を聞かせていただきました。やはり、山下大臣、直接会つて話をされるのが大事だと思ひます。やはり、間接的なヒアリングでは、間に入つた人の解釈や、お話を聞く人の偏りなども出てしまうからであります。後で述べますが、聴取票の問題でさえ、法務省でさえ情報をねじ曲げて捏造をしたのではないかというリスクもあるからです。

私たちは、この本会議場で、先日、技能実習生の方々が傍聴されている中で安倍総理に、ぜひ直

接技能実習生の方々の置かれていられる状況の話を聞いてほしいと階議員から切に願ひをしましたが、安倍総理は、担当の役所で対応すべきと冷たい答弁でありました。

また、最賃違反、労災、残業代不払い、労働基準法違反は、これは厚生労働委員会ですから、厚生労働委員会でも、傍聴に来られた先ほどの三人の労災を受けた実習生の方々を前に、私は根本厚生労働大臣に、ぜひ直接会つて話を聞いていただきたいということを願ひしましたが、拒否をされました。

そして、先週水曜日、技能実習生の方々が約十人傍聴に来られ、先ほど申し上げた、段ボール工場で指を三本切断するという大けがを負われたカンボジアの男性も来られて、その方々の前で質問をさせていただいて、ぜひとも、山下法務大臣に、直接会つて話をお聞きいただきたいという願ひをしました。しかし、山下大臣は拒否をされました。

いや、別に、何をしてくれという制度改正のことを一足飛びに言っているんじゃないやなくて、こういう現状があるわけですよ。本来は安倍総理が会うべきですよ。だけれども、安倍総理が逃げて、会わずに、担当官庁でと言うから、担当官庁のトップは山下大臣じゃないですか。法務大臣つて人権侵害をなくす責任者じゃないんですか。おまけに、これは単なる人権侵害じゃないやなくて、外国人差別ですよ。国際問題にもなりますよ。

私、ちよつと問題があると思うのは、野党が必死で、ヒアリングで実習生の方々三十人の生の訴えを聞いて、書き写しをして、でも、法務大臣や自民党の方々はそのような現実之余り今までから接したことないんじゃないんですか。だから、さつきから、ええとか、ルールをつくつたらいいじゃないかとか、警察に言つたらいいじゃないかとかおつしやつていられるけれども、やはりこれは現実なんですよ。

山下大臣、なぜ拒否されるんですか。やはり会

うべきだと思いますよ。

私自身も、恥ずかしながら、技能実習生の方々の劣悪な処遇、わかつていないところがありました。今回の法案のことで多くの方と会つて、こんなにひどかつたのかと、私も自分の無知を反省させられたこともあります。

でも、少なくとも、山下大臣、責任者なんですから。もつと言えは、野党の議員が技能実習生に会う前に、いち早く、法案をつくる際に、提出する際に、会つて、現状はどうなんですかと率先垂範して技能実習生の状況を把握する責任が山下大臣にはあるんじゃないんですか。

これは与党も野党も関係なく、現状把握なくして対応策というのは決められないんです。肝心の山下大臣が技能実習生の劣悪な処遇の話を直接聞くのを逃げていて、そんなことは許されせん。不信任の理由の二つ目は、このように実習生との面会を拒否し、実態把握に乗り出そうとしない、その点であります。

次に、不信任の理由の三つ目は、失踪した外国人技能実習生の聴取票のデータを隠蔽、改ざんした点です。

最初に申し上げますが、これは失踪という言葉は不適切です。緊急避難です。その理由はこれからも言っていきます。

法務省は聞き取り調査を行っているけれども、まとめ結果は非常に不十分で、私たちは、これは法務省がまとめた資料にはうそがあるんじゃないかと最初から疑つていました。やはりそうだったじゃないですか。

資料が出てきたら、びっくり仰天です。失踪理由として、より高い賃金を求めてということが書いてありましたけれども、そんな調査項目はなかつたじゃないですか。改ざんじゃないですか。捏造じゃないですか。そんなことを法務省がしているんですか。

失踪理由として低賃金を挙げた人が六七%でしたが、実際には、八七%と二〇%も水増し。それ

を人為的なミスと説明していますが、これは単なるミスではありません。明らかな情報操作、改ざんです。

政府は、より高い賃金を求めた失踪が約八七%とまとめていました。しかし、調査票には、低賃金、低賃金契約賃金以下、低賃金最低賃金以下)という三つの選択肢しかないじゃないですか。より高い賃金を求めてなんて調査項目はないんですよ。ひどいじゃないですか。

安倍総理や山下大臣は、間違つた数字をもとに本会議や予算委員会たびたび答弁し、あたかも技能実習制度が、より高い賃金を求めて、ぜいたくをして失踪したかのような誤解を生む答弁を繰り返しました。

山下大臣は、より高い賃金を求めて失踪した者が八六%と公言されていましたが、この点については謝罪はされたものの、国会審議を行う前提条件が根幹からひっくり返つたのではないのでしょうか。ケアレミスでは済まない、データの改ざん、フェークニュース、フェークレポートです。法務省を挙げて完全な総括、検証を行い、真におわびをするなら、入管法改正案を、一旦審議を凍結するのが筋ではないでしょうか。

以上、山下大臣不信任の三つ目の理由は、この聴取票のデータの隠蔽、改ざんです。

そして、四つ目の不信任の理由は、その聴取票でさまざまな実習生への人権侵害を把握しながら放置した件です。

そして、失踪した実習生の方で、入国管理局で発見した方についても、状況を聞き取った聴取票について開示を求めたところ、結局、法務委員や国会議員のみんなが手書きで写せということになりました。

この実態を見れば、残念ながらどんな状態かというものが一目瞭然なのですが、山下大臣、なぜ手書きがオーケーで、コピーをさせてくれないんですか。山下大臣がコピーオーケーと言えば、コピーできるんですよ。これは審議妨害じゃないで

すか。審議の邪魔するのはやめてください。

人権侵害のある技能実習生の現状把握するのは国会議員の責務なんです。本来業務なんです。私たちは、日本人であれ外国人であれ、人間の尊厳を守るために仕事をしているんですよ。その仕事を妨害するようなことを、なぜ、山下大臣、するんですか。なぜ、コピーしたらだめなんですか。なぜ、野党の議員がみんな臆戦炎になりながら八百八十四枚も手書きしているんですよ。

自民党の皆さんでもおかしいと思いませんか。コピーしたら、自民党の皆さんも読めますよ。やはり、どういう状況か、皆さんもお知りになりました。いんじゃないんですか。

私は二時間で十二人分しか書き写しできませんでしたが、それらについて少し御紹介します。

中国人の女性。一年七カ月日本に滞在し、婦人子供服製造で働いておられました。七十万円を送り出し機関に支払われました。そして、入国前の説明では十六万円の月給だったということですが、来ても、来てみたら六万円から十万円、そのうち五万円は控除ということ。労働時間は六十時間。つまり、最低賃金割れなんです。月八十時間の残業で、最賃割れ。そして失踪して、こん包の、せめて日給一万円の、最賃のところに移った。

つまり、違法な労働状況から逃げて、せめて合法な最賃がもらえるところに移った。これは、失踪というより緊急避難なんじゃないんですか。失踪という、失踪した方が悪いというふうに思われがちですけれども、これは緊急避難じゃないですか。

フィリピン男性、建設作業の方。月七万円月給、しかし、入国前の説明では十五万円でした。七十二時間労働、これも最賃割れです。かつ、月百二十時間の、過労死ライン超えの残業。にもかかわらず、この資料には低賃金というマークもついていないんですね。過労死ライン超えで百二十時間残業しても、長時間労働というマークすらつ

いていない。

つまり、この一つ一つを見れば、どういう状況かがわかるんですよ。十五万円という月給と言われて来たのに、来たら七万円しかもらえなかった。そのうち、控除されるのが五万円。このままでは帰れない、借金返せない、最賃割れだ。おまけに、暴力を振るわれています、この方は。こういう資料が二千八百枚。ここが八百八十四枚ですから、あと二千枚あるんですよ、あと二千枚も。

でも、私たちは、書き写せと言われているから、十一月二十一日の時点では八百八十四枚、昨日も手分けをして書き写したら、八百八十四枚でした。その内訳は、何と、最低賃金を超えるのが百二十一人、一四%。つまり、八六%が最賃割れなんです。さらに、過労死ラインを超える月八十時間以上の残業が九十五人、一割以上でした。

そして、幾つかの中、さらっと。皆さん、二十万円と言われて来たけれども七万しかもらえなかった、婚姻を認めてもらえなかった、百六十万円の借金があるなど、さまざまな事例があります。こういう現実です。

低賃金が理由というより、違法な最賃割れ。そして、半額ぐらいの、最賃以下の給料しかもらえない、契約と違う。最賃以下なのに、最賃以下という調査項目にはほとんど丸がついていないんですよ。この調査自体が間違っているんですよ、申しわけありませんけれども。そういうことが明らかになるから、コピーをしてほしくないんじゃないんですか。

改めて申し上げます。技能実習生の置かれている状況を把握することから、一からやり直すべしじゃないですか、山下大臣。

つまり、話は簡単で、より高い賃金を求めて失踪ということじゃなくて、違法な状況だから緊急避難せざるを得なかった方が多いんじゃないんですか。ということは、最低賃金を守らせたら、契約の賃金を守らせたら、失踪する人は大幅に減る

んじゃないんですか。その是正する責任は、技能実習生にあるんじゃないかと、日本政府と法務省にあるんじゃないんですか。

外国人労働者だから最賃を守らなくてよい、セクハラしてもいい、過労死ラインを超えてもいい、深夜まで働かせてもいい、そんなことが許されるんですか。外国人労働者だからといって労働安全の教育をしなくていい、これは差別じゃないですか。

日本人の労働条件も、これでは下がっていきません。今お話ししている話は、外国人の話ではありません。こんなことを許したら、日本人の労働条件も悪くなります。日本人の賃金も上がらなくなります。

考えてみてください。最低賃金で日本人は働く。当たり前ですよ、法治国家ですから。しかし、一方で、時給四百円で、週に一日の休みもなく、月に一日の休みで働いてくれる外国人がいたら、どうしても経営者の人は実習生を雇ってしまったかもしれませんよ。でも、そんなことをしたら、日本社会のモラルが低下し、日本社会が壊れていってしまいます。その意味では、強く、人ごとではなく日本の労働者の問題であるということをお願いしたいと思います。

以上が、山下大臣不信任の理由の四つ目の、その聴取票でさまざまな外国人技能実習生への人権侵害を把握しながら放置している点であります。

次に、山下法務大臣不信任の五つ目の理由は、上限のない、無責任な、青天井な法案を提出した点です。

今回の外国人労働者の受入れは、見込みとして五年間で三十四万人という説明でありました。安倍総理は、この見込みは上限と答弁をされました。だから、新聞でも、三十四万人上限という見出しが躍りました。総理の答弁を受けて、三十四万人上限という新聞やテレビの報道がされたわけなんです。しかし、山下大臣は、三十四万人は上限で

はない、この法案には受入れ人数の上限はないと答弁をされました。

閣内不一致でありますし、これは、安倍総理は国民をだましたということですか、それとも新聞報道が誤報なのですか。

私は、新聞報道が間違っているとは当然思いません。結局、安倍総理が上限にするこの本会議場で答弁されたから、そうなっているんです。しかし、この三十四万人は、昨日の答弁で、上限ではないということが明らかにしました。

さらに、この三十四万人の見込みですが、これは外国人労働者を受け入れる十四業種について各省が計算した結果ですが、その計算の中に、ほとんどの業種が、生産性向上や労働効率化として、一％という数字が使われています。一％生産性が向上し、効率化する、そういうことであります。しかし、これは本場に、一％というのは単なる見込みの数にすぎないんですね。

例えば、皆さん、この生産性向上や効率化がもし一％でなく二％に今後五年間でなったら、どうなるでしょうか。そうすれば、十四業種のうち九つの業種、つまり、航空、農業、漁業、電気電子情報関連産業、船舶、建設、ビルクリーニング、素材産業、産業機械製造業で外国人労働者を受け入れる必要がなくなるんです。つまり、これだけアバウトな試算なわけでありまして。

つまり、生産性向上や労働効率化が順調に進めば、実際には人手不足にはならないんです。にもかかわらず、一％という見込みの数字で多くの外国人労働者を受け入れてしまえば、実際には人手不足にならないのに外国人労働者を受け入れてしまつて、結果的に日本人の雇用が奪われる危険性もあります。

法案審議の中で、結局、何かきよう採決をしたとか、そういうことになっているということとを与党が主張しているらしいですけども、この期に及んでも、上限が五十万人なのか百万人なのか、さっぱりわからないんですよ。何を審議する

んですか。

おまけに、今言った数字の、生産性が一％というのは、安倍政権では、生産性向上二％を目指すということを言っているんですね、安倍政権が。そうしたら、結局、そこも合わないということでもあります。

例えば、外国人労働者を多数受け入れている韓国の調査では、外国人労働者の割合が一％増加すると、国内の労働者の賃金が〇・二％から一・一％減少することが報告されています。

つまり、いいかげんな数字で受け入れて、生産性向上や効率化が進んで、一％じゃなくて、安倍政権が掲げる二％効率化ができれば、人を入れ過ぎて余ってしまうことになります。そうしたら、日本人の労働者の賃金が下がったり、雇用が奪われたり、重大な問題が発生します。私は、外国人労働者を責めるのではありません。見通しがいいかげんだということを言っているんですよ。こんないいかげんな青天井の法案で受け入れ過ぎたら、日本人の雇用にも悪影響が及びます。

さらに、業種も法案に明記されていません。十四業種と言われているんですが、法案に書かれていませんから、二十でも五十でも百でも、国会審議を経ずにふやすことができます。もちろん、十四業種で今三十四万人と言っているんですから、二十業種にふえたら、五十万人にも百万人にもふえます。それを、国会審議も経ずに自由にふやしていくことができます。

昨日の予算委員会質疑でも、法的には上限がない上に、安倍総理が上限と言ふ人数も、公表された三十四万人ではなく、何と法案が成立した後に運用指針で発表される新しい数字が上限だということですよ。法案審議の最中には上限はない、法案審議が終わつてから上限が発表される。こんなでたらめな法案、審議の前提が崩れているんじゃないんですか。

自民党の皆さんにお聞きしたいんですけども、皆さん、これは何人受け入れるつもりなんです

か。今、全くこれは白紙なんですよ、法律には。五十万人でも百万人でもいいんですか。自民党は、そういう何万人受け入れるかも全く法案になくて、法案審査、通るんですか。

介護や農業の現場からは通してくれと言われてる、もちろん、私自身もそういう声を聞いております。しかし、通せと言われてるから青天井で通していいという話じゃないんじゃないんですか。何人不足しているんですか。人手不足だから、はい、ふやします、それは国会じゃないんですよ。そのことによって、外国人と日本人が共生できるのか、来ていただいた外国人に日本を好きになつてもらえるのか、医療保険、年金、全てに影響が及びます。日本語教育、学校、保育園の受入れ、幾ら予算がかかるんですか。それによつて、責任の持てる、日本人が大切に対応できる、日本を好きになつてもらえる範囲で、上限を決めて受け入れるのが筋というものでないでしょうか。

人手不足だから受け入れたい、東京オリンピックまでは人手不足、東京オリンピックが終わつたら、はい、帰ってください。物じゃないんですよ、人間なんです。何より、一番大切な国民の理解は、このような状況では得られません。以上が、不信任の理由の五つ目の、上限のない、無責任な青天井法案を山下大臣が提出したというのが不信任の理由であります。

さらに、山下大臣不信任の理由、六つ目は、日本人の賃金が上がりにくくなることや雇用喪失という問題を放置しようとしている点です。今述べましたが、十四業種のうち、ほとんどの業種で、もし、安倍総理が昨年の選挙公約で挙げた数字、生産性向上二％なんです、安倍総理が総選挙でした公約が二％生産性向上なんです、これが実現できたら、ほとんどの業種で外国人労働者は必要なくなるんですよ。この矛盾はどう考えるんですか。

そして、外国人労働者が帰国せざるを得ない場合についての対応も全く吟味がされておりません。

例えば、オリンピック・パラリンピックが終了したら、景気後退のリスクが高まります。そのとき、外国人労働者の方をどう自民党の方はされるんですか。帰ってくださいと言ふんですか。雇用の調整弁にするわけにはいきませんよ。そんな簡単なものじゃありませんよ。リーマン・ショックに相当する不況あるいは人手不足の解消などにより契約が打ち切られた外国人労働者はどうしたらよいのか。

私が提出した質問主意書の答弁では、次の回答が返ってきました。
本邦の公私の機関との雇用に関する契約を解除された場合でも、他の就労先を確保するなどした上で、在留資格の変更の許可を受けた場合には、これらの在留資格に応じた活動を行うことが可能であるが、これらの在留資格をもつて在留する外国人が、当該活動を継続して三カ月以上行わずに留している場合には、そのことについて正当な理由がある場合を除き、法務大臣は、在留資格の取消しを行うことができ、つまり、不況が来た、解雇しますと言われてから三カ月はいられるんですよ。それ以降は帰国せよということなんです。

でも、海外の事例でわかるように、帰国はされない方が多いですよ。
今回の制度では転職も可能となっておりますが、雇用が失われても、ある程度の空白期間は許容され、転職活動する時間も確保されるんですよ。雇用保険の支給、ハローワークでの支援体制。ハローワークに行けば、中国語、ベトナム語、カンボジア語、ミャンマー語、しゃべれる人が、就職の相談に乗ってもらえるとは到底思えません。

さらに、帰国しなければならぬ労働者が拒否をする可能性も見込まれますが、強制的に送り返

すんですか。日本しか知らない子供も同様であり、人道的な措置はとられないでしょうか。山下法務大臣、この点、どうされるんですか。

さらに、法務省の管理から逃れ、国内に不法在留する外国人が激増したらどうするんですか。昨年七千人失蹤されておられますし、今まで約七万人の外国人が行方不明になっておられます。治安の悪化を始め、国民生活への重大な影響が広がりかねません。

今、自民党から、だからどうするんだとおっしゃいましたけれども、その言葉をあなたにお返ししたいんですよ。どうするんですか、その場合。この法案には何にも書いてないんですよ。

○議長(大島理森君) 山井君に申し上げます。不規則発言に対してお応えするより、みずからの趣旨弁明を続けてください。

○山井和則君(続) 以上が、不信任の理由の六つ目の、日本人の賃金の上昇にいくくなることや雇用喪失を放置しようとしている点、これが山下大臣の不信任の理由であります。

私も、原稿を読みながら、余りにも自民党の方々のやじのレベルの低さに本当にびっくり仰天をしております。採決しようとおっしゃっているのは与党なんですよ。今から審議に入るんじゃないんですよ。私たちは審議をやり直そうとしてるんですよ。

結局、さらに、こういうことが起こるか。例えば、三十四万人というふうな上限を決めても、ほとんどふやしてくれと、それは日本人よりはるかに安いんですから、そういう業界の要望が来ますよ。例えば、これから業界団体は、自民党のパーティー券を買ったとか、自民党議員に献金するとか、選挙応援するとか、これだけやったんですから、何とか私たちの枠を広げてくださいなんてことにもなりかねないんじゃないんですか。

山下大臣、今回、だから法律で上限をつけるべきだと言っているんですよ。こういうのを政治的配慮が入る余地のある青天井の法案にすると、そ

ういう疑念を招きかねないんです。

大体、今回の法案審議もそうでしょう。参議院選挙があるから、業界から要望を受けているから参議院選挙対策に法案を早く通さねばならない。今の時点でこんなことを言っているんですから、今後、さまざまな業種で人手不足になってきたら、それは、頼みます、頼みますと業界の人は自民党に日参しますよ、献金しますよ、選挙応援しますよ。そういうことをやったら、これは国を滅ぼすことになりません。

だから、この法案の恐ろしい一面は、外国人労働者の受入れを利権化しかねない法案だということなんです。絶対、利権化させたらだめなんです。野党が主張しているように、客観的な基準で、合理的な判断で、地域別、業界別の受入れ人数の上限を政治的配慮、政治的圧力抜きに決めるべきじゃないでしょうか。こんな技能実習生や外国人労働者を利権にしたら、本当に私は日本の国は潰れてしまうと思います。

山下大臣不信任の七つ目の理由は、海外の移民の状況から学ばうとしない点です。少し、私自身の海外での、政治難民、移民の方々、外国人労働者の方々と約三年間ともに過ごしましたので、その経験を踏まえて、山下大臣の不信任の理由とこの法案の問題点を兼ねて、お話をしたいと思ひます。

私は、一九九〇年代の初め、スウェーデンに二年間滞在し、介護を始めとする社会保障について学んだ経験があります。そのとき、大学の学生寮やスウェーデン語学校、国民高等学校の学生寮などで、イラク、カンボジア、クルド、ソマリア、アフガニスタンなどから来ていた政治難民や留学生の若者と同じ寮で暮らし、同じクラスで学び、交流する機会が二年ぐらいありました。

一例を申し上げます。私が同じ寮に住んでいた、ファン君という十八歳のミャンマー人の青年がいました。とても優しい青年でした。ファン君がある日の夜中、突然、学生寮の壁に打ちつけて、泣き叫び出しました。みんなから、どうしたんだ、どうしたんだといったために行ったら、ファン君はこう言っていたんです。俺は何人なんだ、俺は何人なんだ、一体と言って、泣きながら壁をたたいていました。彼が言うには、ミャンマー人の両親から、一緒にスウェーデンに来て、スウェーデンで生まれた彼にとっては、ミャンマー人の友人、知人からは、あなたはスウェーデン人だろうと言われ、スウェーデン人からは、あなたはミャンマー人だと言われ、そのはさまで非常につらい思いをしていたと言います。

このようなこともあつて、技能実習生や外国人労働者、また、その家族の帯同やお子さんの問題、こういうことはじつと十分な支援体制を整える必要があると思ひますが、昨日の法案審議でも、全く、そのような支援体制については法案が成立してから考えるという、無責任この上ない回答でありました。

また、私が通っていたスウェーデン語の語学学校では、さまざまな国の学生さんたちが、文化の行き違いなどによつてけんかになったり、いろいろな騒動が起こったりして、私が受けていたスウェーデン語の授業も、そういう政治難民の方々が急にけんかをし出したりして、椅子を投げたりして、学級崩壊する、そういう現場にも、私自身、痛感しました。

これは、何人かいいということではなく、多文化が共生していくためには、さまざまな配慮、制度が必要であります。さらに、私は子供の貧困問題をライフワークとしておりますが、外国人労働者の貧しい子供の問題も、今、日本じゅうでふえています。例えば、最近私が訪問した子供食堂では、既に子供食堂に多くの外国人の子供たちが集まるようになっていきます。肌の色の違う外国人の子供たちが、朝昼晩、御飯食べてない、おなか減ったと

言つて子供食堂に来る姿を見て、親はどういう仕事をしているんだろう、こういう家庭環境なんだろうと私もいろいろ想像をしましたが、こういう子供食堂にも外国人の子供が今ふえているんです。

今回の法改正によつて外国人の子供たちをどう幸せにしようかという観点は、十分には入っておりません。さらに、私が訪問した、ある地域の低所得世帯向けの子供の学習教室に行きました。ボランティアの方々が、小学生、中学生、高校生の子供に勉強を教えていたんですね。でも、私もはつと思ひました。その低所得者向けの学習教室に来ている子供たちの約半数が、やはり外国人の両親か、一人の親が外国人か、そういう子供たちだったんですね。

何を申し上げたいのか。外国人労働者を受け入れるという問題は、単に労働力を受け入れるという問題ではなく、その家族、そのお子さんたちがどういう教育を受けて、どういう人生を歩むのか、そこまでこれは責任を持って取り組む、その覚悟が当然求められると思ひます。

しかし、口では移民でないと言ひながら、事実上の移民政策を強行する、こういう姿勢からは、今後入ってくる外国人の子供たちを、愛を持って、十分な教育や社会保障、生活環境でもって受け入れるという視点が今回の法案にはありません。一番そのような人権の配慮をすべき大臣が、本来は、山下大臣、あなたなのではないでしょうか。そのような外国人の子供たちに対する配慮も全く十分でない法案を強行するなんということでは、法務大臣としてあるまじきことであります。

私が二年間留学したスウェーデンでは、外国人へのスウェーデン語教育にも力を入れるほか、八百数十万人の人口のうち百万人以上が政治難民や移民を受け入れてくる、多文化共生のモデルの国と言われている。そんなスウェーデンの地域でも、政治難民や移民の地域ができて、さまざま

な地域とのあつれきが生まれている。その現実を私も、今でも三年に一遍か二年に一遍スウェーデンに行つておきますけれども、残念ながら、外国人、政治難民や移民の方々のあつれきというのは大きな問題になつております。

また、先ほど、介護の問題の話がありました。私も、議員になる前は介護の研究者、高齢者福祉の研究者でしたけれども、一年間、一九九〇年前後に、スウェーデン、デンマーク、イギリス、アメリカ、シンガポールの老人ホームで、外国人労働者の方々と一緒にボランティアで実習をさせていただいたという経験があります。

介護現場に多くの移民や外国人労働者を受け入れると何が起るか。私は、一年間、イギリスの老人ホーム、シンガポールの老人ホーム、スウェーデンの老人ホーム、アメリカの老人ホームで実際に一緒に働いてきました。そこでわかったことは、介護現場に多くの難民や外国人労働者を受け入れると、賃金が上がりにくくなります。そして、その国の自国民が介護職につきにくくなります。そうすると、移民や外国人労働者を幾ら受け入れても、本来のその国の国民が介護から離れていつてしまったら、ますます人手不足が悪化するという悪循環になりかねないんですね。

例えば、アメリカでは、メキシコ人やフィリピン人が介護の多くを担っていました。シンガポールでは、スリランカ人やフィリピン人がシンガポール人の介護を担っていました。

例えば、当時、シンガポールでは、シンガポール人の月給が月八万円、フィリピン人が四万円、スリランカ人が二万円ということで、その結果、シンガポールでは、多くの老人ホームは、フィリピン人とスリランカ人が働いていました。私も、日本人として、一緒にお年寄りの介護をさせてもらいました。

しかし、私は、あるとき、あれっと思つたんですね。シンガポールのお年寄りつて、よく考えたから、中国系ですから、英語がしゃべれないんです

よ。ところが、スリランカとフィリピンから来ている介護の職員というのは、中国語をしゃべれないんですよ。よく考えたら、これはコミュニケーションできているのかなと。

あるとき、そのスリランカ人とフィリピン人の介護職員に、コミュニケーションどうしているのと聞いたら、スリランカ人とフィリピン人の介護職員は、いいの、いいの、コミュニケーションはと。食事を食べさせて、シャワーを浴びさせて、トイレに連れていくだけだから、言葉は通じなくていいの、こう言つていたんですね。

でも、私は、高齢者福祉の研究者として、一瞬、ちよつと考え込んでしまいました。やはり言葉が十分に通じた方がコミュニケーションもいい。もちろん、私は、日本に今来られている外国人の実習生の方々は、すばらしい愛情を持って、すばらしい介護をされているということばかりです。しかし、何分、思い出話、日本の料理の話、近所の話、世間話、いろいろな話が、なかなかそれは外国人だつたら通じません。やはりそういう意味では、抑制的に入れていかないと、どんどんどんどん、人手が足りないから外国人に任せればいいのかということでは、私たちの親の世代、高齢者の世代を介護するということは、基本的には私たちが責任を持つという大原則は崩すべきではないと思つております。

人手不足が顕在化し、賃金が低いことが問題となつていて介護に関して、もちろん外国人を受け入れることは必要です。しかし、それをやり過ぎると、短期的には人手不足が改善するように見えるかもしれませんが、今回の試算でも、山下大臣、入っていないのは、外国人を受け入れて、日本人が今までどおり就職してくれとは限りません。外国人を入れば入れるほど、残念ながら、建設であれ、農業であれ、介護であれ、その業種の賃金が上がりにくくなつて、日本の有為な若者がその分野を敬遠するリスクというのがやはりあるんです、これは。

ですから、外国人労働者を受け入れることに私たちも反対はしませんけれども、同時に、給料を上上げる、休日をふやす、労働条件をよくする、明るい職場にしていく、そういうふうな、今の三Kと言われている仕事を、より明るく、賃金がよく、休暇もとれて、いい職場にしていこうとセツトでやらないと、そういうものをないがしろにして、ただ単に外国人労働者を受け入れるということにすると、これは大きな禍根を残すのではないのでしょうか。

例えば、来年十月からは、介護職員や障害福祉職員の賃金引上げが数千円、二千億円の財源で、一人当たり月数千円ぐらい予定されていると聞いておりますけれども、それでは全く不十分であります。

今、この場で申し上げておきます。安易に外国人をふやせば人手不足が解消するということとは、全く違います。労働条件を上げなければ、その産業自体が日本人から魅力のない職場になつて衰退してしまいます。このことは、しっかりと車の両輪としてやっていかねばなりません。そのような視点が、今の法案には全くありません。

そして、昨今の国際情勢を見れば、トランプ大統領の移民排斥の言動、ことし九月のスウェーデンの総選挙においても、移民大量流入が膨大な社会コストと社会のひずみをもたらしていると主張している、反移民を掲げるネオナチの系譜を受け継ぐ極右政党がスウェーデンでもことし九月の選挙で大躍進をし、内閣は退陣することになりました。

私もスウェーデンに一年以上いましたから、第二の母国だと思つていますが、世界一移民や難民に寛容だと言われていた、八百数十万人の人口、百数十万人が政治難民や移民を受け入れてきたそのスウェーデンでさえ、最も外国人に寛容な国と言われているスウェーデンでさえ、今の総選挙では移民排斥の政党が一番躍進して政権が倒れる、

こういう現実になつてしまつています。これは、本当に深刻な、歴然たる悲しい現実です。社会保障予算が自国民より外国人に使われる、外国人の地域の治安が悪い、こういうことがスウェーデンでも国政選挙の争点になつてしまつたんです。

そういう意味では、外国人労働者の受入れ拡大に関しては、どうやってしっかりと外国人の方々を大切に私たちが支えていくかということを中心としないと、これは大変なことになると思つております。

さらに、ドイツでもそうです。十月のドイツの地方選挙でも、移民による治安の悪化やドイツ人労働者賃金の低下、ここです、移民がふえたからドイツ人の労働者の賃金が下がったというのが今回のドイツの地方選挙の争点になった。さらに、雇用が奪われたということが争点になった。その懸念を背景にした反移民政党が躍進したことによつて、あのメルケル首相が党首を辞任することになったんです。

今回の法案、三年、五年のタームで考えるものじゃないですよ。スウェーデンも、政治難民を受け入れ出して五十年たつて、残念ながら、今のさまざまな問題で国内が混乱し出しているんです。うまくいっている部分もたくさんあります。スウェーデンは、すばらしい国であります。しかし、今回の法案の後、例えば、五年後三十四万人ですか。じゃ、十年後は百万人ですか。二十年後は三百万人ですか。今回の法案は、そのスタートラインを押すことになるんです。最初の制度設計がいいかげんだと、後世に大きな禍根を残すんじゃないでしょうか。

繰り返し言います。この法案には上限は書かれていません。百万人でも一千万人でも外国人労働者を受け入れることができます。

さらに、技能一号の五年、これも法案には書かれていません。技能一号の上限を、五年たつて、

人手不足だからといって業界から要望が来たら、国会審議を経ず、五年でも十年でも二十年でも延ばすことが可能なんですよ。

業種も、今は十四と言っている。でも、人手不足がどんどん加速したら、百にも二百にも。

労働者派遣法もそうじゃないですか。最初は、一時的、臨時的、代替のきかない専門業種だけといって、結局、数年前に強行採決されたときには、全ての業務に労働者派遣法は改正で拡大されたんじゃないんですか。

つまり、いかげんな法案を通してしまつて、後で取り返しのつかないことになるんです。与党も野党も関係ありません。

その中で、結局、ドイツでも、テロ事件や暴動事件が発生し、反移民の国民感情が広がりがやすくなっていることが背景として、メルケル党首も辞任することになりました。

こうした状況を見れば、十分な準備と国民の理解がないまま、移民ではないと言いがら外国人労働者の受入れ拡大を進めることは、我が国でも、下手をすると、反移民、反外国人労働者の風潮を高め、極右勢力を拡大させかねません。それでは、治安や自由を大きく損なうことになってしまいます。

外国人労働者を単なる労働力とみなすのではなく、共生する人間として受け入れられるような社会にしっかりとつくりだすには、しっかりと準備して、しっかりと制度設計をして、しっかりとした法律を、与野党合意で、国民の理解のもと、つくっていく必要があるのではないのでしょうか。

今回の法案では、その一番重要な、外国人の方々と共生という一番重要な部分がつっそり抜け落ちており、そのような法案を提出した山下大臣は不信任と言わざるを得ません。

昨年、七千人の方が失踪をされ、技能実習生として、そして、今、七万人以上の方が所在不明、行方不明に外国人の方々はなつておられます。

御存じのように、日本は先進国の中でも世界一治安のいい国と言われています。私も世界各国を旅行したりしますが、どこの国に行つても、置き引きがある、すりがある、犯罪がある。日本は、世界一安心して夜中でも夜でも歩ける、そんなすばらしい国じゃないですか。その国をつくつてくださったのは、私たちではなく、私たちの諸先輩方がこういうすばらしい日本の国をつくつてくださったんだと思います。

しかし、今言つたように、七千人の技能実習生が行方不明、七万人以上の方が、外国人が行方不明。そして、この法案を強行すれば、残念ながら、このような行方不明の外国人はどんどんどんどんふえていくでしょう。私は、これを外国人を批判するために言っているのではありません。やはり何人であれ、日本人も犯罪を起こします。外国人でも犯罪を起こす人はいます。外国人がどうというんじやなく、所在不明の人が何千人、何万人と膨らんでいくということは、社会を不安定化させるのではないのでしょうか。

残念ながら、今の技能実習生でも、行方不明の人、所在不明の方、失踪の人を減らす方策、山下大臣、今見出していないんでしょう。全く対応できていなくて失踪する人がどんどんふえているのにそれを拡大するというのは、私は極めて無責任だと思ひます。

あえて申し上げますが、私は、外国人がふえれば犯罪がふえるということを言う気は全くありません。そんなことを言う気はありません。しかし、所在不明の方がどんどんふえていって、違法状態で働かされる方、首を切られた後、三カ月で強制帰国にされても、百万円ぐらひ借金を抱えている外国人の方は、そう簡単に帰れませんし、帰れません。アンダーグラウンドに潜つてしまふんです。それは、失踪する人が悪いんじゃない、そういう不安定な、不十分な制度をつくる日本政府にも大きな責任があるんですよ、これは。

十月十三日に、ベトナムのセミナーがありました。その場で、ベトナムの日本大使館の桃井書記官がこういうことをおっしゃつたんですね。

現在、ベトナムの在住日本人の数は約一万六千人、この数年で倍増しております。しかし、留学、技能実習の急増により問題も生じています。日本とベトナムの関係に影を落とすものです。技能実習生の失踪者のワースト一位がベトナム、全体の半数以上をベトナムが占めています。不法在留者も年々増加しています。そして、何よりも犯罪の増加が問題です。昨年の刑法犯の検挙件数はベトナムがワースト一位で、対前年六八%増と大幅に悪化しています。ベトナムの若者は、夢や希望を抱いて訪日しており、決して最初から犯罪をしようと思つて日本に行つていいるのではなく、犯罪をせざるを得ない状況に追い込まれています。

多額の借金を抱え、日本に行つても借金を返せず犯罪に走る。ベトナムとして日本において、悪徳ブローカー、悪徳業者、悪徳企業がばつこしており、ベトナムの若者を食い物にしています。ベトナムの若者の人生をめちゃくちゃにしています。日本におけるベトナムのイメージ、そしてベトナムにおける日本のイメージが悪化することを懸念しています。この問題は、大使館にとつても最重要課題の一つです。

これを、ベトナムに駐在されている日本大使館の桃井書記官が十月十三日のセミナーでおっしゃいました。このとおりだと思ひます。

ベトナムはすばらしい国、ベトナム人はすばらしい国民です。しかし、悪徳ブローカーにだまされ、多額の借金を背負わされ、劣悪な処遇に追い込まれ、そんな中、犯罪に巻き込まれる方々とかがふえてしまふ。これは本当に、こんなことでは誰も幸せになれません。

このような悪徳ブローカーの対策なども、この法案では、ふえこそすれ、減る対策が十分に含まれていないとは言えないのではないですか、山下大臣。

外国人から愛される国に日本をしようじゃないですか。世界一、外国人そして日本人を、人を大切にする国に、与野党を超えて、日本の国をしようじゃないませんか、皆さん。

この八百八十四枚の中にさまざまな資料がありますが、ごく一部だけ、原稿に入っておりますので、読み上げさせていただきます。

二十万円と思つて来たけれども、七万円だったという月給、中国人女性。

そして、婚姻を認めてもらえなかったという中国人女性。

また、農業をされていた中国人の男性は、百六十万円のお金を送り出し機関に払つた。百六十万円ということは、中国人にしたら、一千万ぐらひの価値があるお金ではないかと思ひます。しかし、社長から出ていけと言われた。借金返せないです、出いけと言われたら。それで、失踪せざるを得なくなつた。彼なんか、もともと百六十万円の、送り出し機関にお金を払つて、賃金は五十万と言われていたんですよ。ところが、いざ働いてみたら十四万。話が違ふじやないですか。お金返せないじやないですか。中国のブローカーがだましたんだらうとおっしゃっていますけれども、そういうブローカーを取り締まる内容にも今回の法案はなつていないんですよ。

それで、中国人の男性、建築。特記事項というのがありますけれども、実習中のけがの治療費を払つてくれなかつたから、建築中にけがをして失踪した。これって違法じやないですか、そもそも、けがしたら、治療費を払わないとだめじやないですか、こんなのは。

そして、中国人の女性、食品加工。けがをしたけれども、休養を申し出ても休暇がもらえなかつた、だから失踪した。これもかわいそうじやないですか。体を壊して休みたいと、人間だから言いますよ。休ませてもらえなかつたら、逃げなかつたら死ぬじやないですか、これ。さらに、中国人の女性。この方も、理由とし

て、恋人と離れたくないというを書いてあります。

さらに、もう一人の、送り出し機関に払ったお金百四十万円の方。ある国の女性には、結局、百四十万円、送り出し機関に払って、十一万の月給。最低賃金割れですね。最低賃金割りで働いて、残念ながら、結果的に、失踪した後は風俗の仕事につかれるということにこの資料ではなっております。

こういうことも、非常に私はこの資料を読んで胸がつかぬりました。

多くの借金を背負わされて、日本に来てみたら、契約の半額ぐらいいしがお金が払ってもらえない。おまけに、日本人は最低賃金を少なくとももらっているのに、外国人は半額しかもらえない。自分の国に家族は待つている。借金はある。それで、過労死ラインを超えて働かされている。その結果、女性の方が、インターネットで引つ張られて、風俗の仕事に走らざるを得なくなる。

私は、こういうのは本当にもう、何としてもこういうことというのは私はあつてはならないと思うんです。

これは、外国人がいい、悪いじゃなくて、こういう状況を放置していることは、私は日本の恥だと思ひます。世界から笑われます、こんな状況を放置していたら。

そして、タイ人の男性も、労働時間が長い。それは長いですよ。長時間労働で、残業時間月百二十時間。過労死ライン超えですよ。それで、鉄筋の仕事で月給七万円。時給三百円ですよ。それは失踪するでしょう。死にますよ、百二十時間残業で。おまけに、七万円。来る前には、十万円と言われていた。おまけに、七万円の賃金から三万円、控除で引かれる。手取り四万円。

山下大臣、より高い賃金を求めて失踪とか言っている場合じゃないんですよ。違法状態、人権侵害、労働基準法違反、最低賃金法違反。その方々の人権を守るのには大臣の仕事なんじゃないんです。

か、大体。この一枚一枚にこういう悲しいドラマがあるんですよ。コピーせず手書きしなさいと言っている場合じゃないでしょう、あなたは。

確かに、この中にもあります、もっと高い賃金を欲しいと思つて失踪したという人。養豚の仕事。でも、この人、週六十時間、月に八十時間残業して、月給十万円。この人も最賃の半額ですよ。でも、もっと高い賃金としたいじゃないですよ、これ。せめて最低賃金、法律守つてくれという話なんですよ。もっと高い賃金を払つてくれないと聞いたら、何かぜいたくかと思うけれども、違ふんですよ。違法状態じゃないですか、ほとんどが。これ、どうするんですか。

この今の違法状態をどうするかも放置して、まさか強行採決なんて、自民党の皆さん、しないでしょ。人権侵害を放置するんですか。ここで強行採決するということは、人権侵害を拡大するということです。

さらに、労働時間が月百時間、そして月に二百四十時間の残業。過労死ライン大幅超え。その方の給料が九万円。結局、本当に、時給二百円じゃないですか、この人。時給二百円。時給二百円だけれども、言っちゃ悪いけれども、低賃金にも丸もついていないですよ。時給二百円、低賃金に丸もついていないじゃないですか。この調査自体おかしくないですか、皆さん。

それと、中国人の女性の方。この方も、恋人と一緒にいたいという理由が失踪の理由。

さらに、次のベトナムの女性の方は、より多くお金を稼がたかったという方。

さらに、鉄工の仕事は、腰が痛くなった。腰が痛くなった、それが理由でだけれども、腰が痛くなったら休ませてあげないとだめですよ、それは。はっきり言つて。人間扱いじゃないじゃないですか。鉄工の仕事で腰が痛くなったら、休ませてあげないと、これは死にますよ。失踪と言っている場合じゃないじゃないですか。

それに、先ほど、恋人と離れたくないと言つた

ら、それは違うというやじがありましたけれども、でも、人間なんですよ。日本に来た外国人の方も、恋愛もされますよ、デートもされますよ、人間ですから。やはり、安い労働力じゃなくて、人間にお越しいただいて、日本の国を好きになつていただいて、日本の国でいい思い出をつくつて帰つてもらいたいじゃないですか。にもかかわらず、何か恋愛したらいけないとか、そういう発想じゃだめですよ、これ。

さらに、左官の方、給料未払い。給料未払いということは、失踪した方が悪いんですか。未払いの方が悪いでしょう、普通に考えたら。

山下大臣、この調査票を見て、当然、法務省は未払いの事業所を指導しているんでしょうね。要は、指導してないんじゃないでしょうか。全部。失踪したといつて捕まえている場合じゃないじゃないですか。

さらに、ベトナム人の男性も、鉄工で、労働時間が長い、月百二十時間残業。

そして、この次の技能工、ベトナム人の男性も、残業代が出ない。

中国人男性、養殖業。養殖されている方の失踪理由。理由もなく海に、泳がされた。これで月額給料五万円ですよ。これはだめでしょう、五万円は。言っちゃ悪いけれども、これを見た瞬間に、月額給料五万円と見た瞬間に、最賃割れですから、これ。取り締まらなとだめなんですよ。

そして、鉄筋工。鉄筋工の方も、けがをしたけれども補償がなかった。補償しないとだめでしょう、けがしたら。人間なんだから。

めっちゃくちゃじゃないですか、一枚一枚読んでいたら。手書きしろと言っている場合じゃないですよ。コピーして、自民党の人たちも皆さん読むべきだと思いますよ。法案の賛成、反対、関係ないですよ。この現実、知つた方がいいですよ。この現実が今回の法案で拡大するんですからね、維持、拡大するんですから。

そして、次の中国人の女性の方も、解雇すると

言われた。

それで、次のこの人もですよ、食品加工の中国人の男性も、仕事中にけがを負つた。これはやはり、けがを負つたら……(発言する者あり)このような現状を放置しているだけではだめでしょう。

そして、次の塗装工の男性も、この方も、塗装の仕事をしていて呼吸器系の病気になって、診察を受けたと言つたら、診察を受けさせてもらえなかった。これはひどい。

大臣、こういう現状を知つていて、この制度を残したまま拡大する法案をよく出しましたね、山下大臣。山下大臣、この資料を讀んでいないんじゃないんですか、もしかして。

さらに、次の方も、労働時間が長いということ、百二十時間の残業、農業の方。

さらに、中国人の女性の方は、セクハラ、農業ということで、失踪されました。セクハラとしか書いていないけれども、やはりそれは耐えかねたセクハラで、逃げるのは当たり前じゃないですか。失踪なんですか、セクハラから逃げるのが。緊急避難で、このセクハラを受けた技能実習生の方、山下大臣、守るのがあなたの責任じゃないんですか。失踪したとか言っている場合じゃないでしょう。セクハラという犯罪から逃げてきているんじゃないんですか。守ってくださいよ、日本人であろうが外国人であろうが、セクハラの被害者を。

さらに、私生活に自由がないとか、あるいは、危険な作業だったから。

この話は私は与野党関係ないと思いますが、私、きのう、渡されたのは晩の九時ぐらいだったの、夜中二時までかかって読みましたけれども、読んでいて涙が出てきました。でも、まだあと二千枚、手書きしないとだめなんですよ。自民党の皆さんも見たいと思ひませんか。後で自民党国対に届けますので、ぜひ読んでください。このような、人権を軽視する法務大臣を信任するわけにはいきません。

今回述べた技能実習制度は、二〇一〇年の国連の移住者の人権に関する特別報告者が、奴隷的狀態にまで発展している場合さえあると言及し、制度の廃止を求めました。国連からも、奴隷的制度だということで廃止を言われているんですね。それから八年たった今日においても、残念ながら、一部では奴隷状態と言えざる実態が続いていることは、日本の恥と言わざるを得ません。早急にこの現状を解消すべきであり、技能実習制度を温存、拡大させる今回の法案を拙速に成立させるなど、言語道断です。

私は、多くの技能実習生のお話を聞く中で、現代の奴隷のような実態が、一部とはいえ技能実習制度において構造的に起こっていることを認識せざるを得ません。

私は、ノーベル平和賞を受賞されたアメリカの公民権運動の指導者であるキング牧師を大変尊敬し、以前、アメリカのメンフィスのキング牧師が暗殺された場所にもお参りをさせていただいたことがあります。

キング牧師が公民権運動をされていた一九六〇年前後、アメリカでは人種差別が大問題になり、キング牧師を先頭とする公民権運動がアメリカ全土で展開され、一九六四年の公民権法の制定に結びつきました。私たちも、偉大な先人に学び、多文化共生社会を実現すべきです。

キング牧師は、有名な演説の中で、アイ・ラブ・ア・ドリーム、私には夢があるという演説をワシントンDCでされました。

どのような内容かといいますと、私には夢がある、それは、いつの日か、この国が立ち上がり、全ての人間は平等につくられているということ、これは自明の真実であるというこの国の信条を、真の意味で実現させる夢である。私には夢がある、それは、いつの日か、私の四人の幼い子供たちが、肌の色によってではなく、人格そのものによって評価される国に住むという夢である。

私は、この本会議場で訴えたいと思います。国

籍で賃金が差別されることがあつてはなりません。国籍で残業代が差別されてはなりません。国籍で労働時間が差別されてはなりません。国籍で恋愛が差別されてはなりません。国籍で住居が差別されてはなりません。国籍で休みの日数が差別されてはなりません。そんな国に日本をしては絶対になりません。

国際的に奴隷労働とさえ批判されている制度は許されません。海外の有能な労働者に、日本はこのままでは選ばれません。そんな差別を固定化し拡大する法案を法務大臣が推進するのは、辞任に値します。一番悪いのは、この法案を主導し、山下大臣を任命した安倍総理大臣であります。

日本を、世界一人を大切にしようとする国にしようではありませんか。私たち、愛する国日本を、外国人から世界一愛される国にしようではありませんか。

短い国会会期で、また国民的な理解も覚悟も十分ないままで、こんな重要な課題に対する法案を生煮えのまま安易に審議し成立させることは断固反対であることを強調し、与野党の良識ある議員の皆様方に法務大臣山下君不信任決議案への賛成を呼びかけて、私の趣旨弁明を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。藤原崇君。

(藤原崇君登壇)

○藤原崇君 自由民主党の藤原崇です。

私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となりました山下貴司法務大臣に対する不信任決議案に対し、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

山下大臣は、本年十月の就任以来、これまでの法曹経験や法務大臣政務官の経験を生かしながら、法務行政に全身全霊を傾け、その責務を全うしてまいりました。

そのような状況の中、山下大臣は、喫緊の課題

である深刻な人手不足への対応策として、入管法等の一部改正案を取りまとめ、今国会に提出いたしました。

この点、一部野党は、受入れ外国人の上限に関する山下大臣の答弁につき、閣内不一致であるとか、技能実習生の失踪理由の割合に関し、虚偽答弁がなされたとか、本法案は細部が明らかに不十分で、生煮えの法案であるなどと主張しております。

しかし、これらの主張には全く理由がありません。(発言する者あり)

○議長(大島理森君) 御静粛に。

○藤原崇君(続) すなわち、閣内不一致であるという点について、山下大臣の答弁は、数値目標としての受入れ上限を法律で設けないことを述べたのであり、安倍総理の分野別運用方針に明記する数字は五年間は受入れ数の上限として運用するという答弁と何ら矛盾するものではありません。

また、虚偽答弁であるという指摘も、技能実習生の失踪理由に関する答弁は、事務的なミスによって誤集計されたデータに基づいたものであり、意図的な虚偽答弁でないことは明らかです。

そして、本法案は、確かに、細部の事項は法律制定後に定められる分野別運用方針や省令によって確定されることとなりますが、山下大臣は、現時点においても、受入れ業種、受入れ見込み数、技能水準等に関して、現時点での見通しを答弁しており、法案成立後の見通しについても十分に見渡せております。

特に、受入れ見込み数については、審議に資するように、精査の作業終了後直ちに国会に提出しており、逃げの答弁に終始したという批判は当たりません。

加えて、山下大臣は、委員会審議の際、率先して答弁席に立ち、時には、移民の定義に関する説明や永住許可のガイドラインに関する説明など、技術的、細目的事項にわたる事柄についても大臣みずから説明を行ってきました。大臣の答弁姿勢

は、委員会審議の場で政府として責任を果たそうとするものであります。不信任に該当する事柄は存在しません。

一部からは個票の開示方法について問題視する意見もございましたが、個票の開示は法務委員会の理事会において与野党各会派の理事が全員一致で定めたものであり、法務省はそれに従ったのみで、法務省には何らの瑕疵もありません。

ただ、一点苦言を申し上げるとすれば、失踪した技能実習生の集計データのまとめに誤りがあつたことはまことに遺憾であり、政府に猛省を求めます。既に修正されたデータが示されているとはいえ、政府には、原因を究明し、徹底的な再発防止策を講ずることを強く要請します。

しかし、本件データの誤りは、事務的な処理のミスが理由です。しかも、その誤りの内容を見ると、個別の失踪動機の割合こそ変化しておりますが、低賃金が大半を占めていることや、その他の失踪動機の割合や順序についても大きな変動はなく、集計ミス発覚前の資料とその傾向は異なっておりません。

しかも、山下大臣は、この集計ミスが判明した後、直ちに法務委員会において謝罪の上、答弁の修正を行っております。

また、そもそも技能実習制度は、事実上、技能実習生が特定技能一号に移行することを期待しておりますが、法的には今国会で審議されている本法と何らの牽連性もありません。

そのようなことを踏まえると、改正案審議の前提が崩れたという一部の主張は根拠薄弱ではないでしょうか。

審議の前提が崩れたと述べる方々はたくさんおりました。しかし、今回の集計ミス等によって、どのような理屈で技能実習制度と法的な牽連性のない本法案の審議の前提が崩れたのか、具体的かつ説得的に説明している方は残念ながらどこにもおりませんでした。

もとより、技能実習生に対して不適切な処遇を

行つてゐる例が存在することは、与野党ともに共通認識があります。山下大臣も、その問題意識を共有し、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームを設置し、技能実習制度の改善等について検討するよう指示をしております。これは、国民の皆さんの中にある当たり前の正義感に應えることを信条とされている山下大臣の強い責任感のあらわれであります。山下大臣には、ぜひ、今後とも引き続き、その強い責任感のもと、法務行政をリードしていただきたいと考えます。

以上、法務大臣の不信任を求める理由は全くないということを重ねて申し上げ、良識ある衆議院の皆様に対し、この決議案を否決していただくことを求めまして、私の反対討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 松平浩一君。

〔松平浩一君登壇〕

○松平浩一君 立憲民主党の松平浩一です。ただいま議題となりました山下貴司司法務大臣不信任決議案に対して、賛成の立場で討論を行います。(拍手)

私は、山下大臣に対しては、法曹界と政界の両面での先輩として、さまざまな御活躍に尊敬の念を抱いております。しかし、今国会の山下大臣の御対応は、非常に残念でなりません。今回、こういった形で山下大臣の不信任決議案に賛成の立場から討論せざるを得ないのは、私にとつてはとても残念なことです。

大臣のホームページ、拝見させていただきました。大臣は、突破力という言葉座右の銘にされていらっしゃるようです。大臣の答弁からは自信と決意の強さが伝わり、座右の銘をまさに体現されていると感じております。

しかしながら、今国会の審議では、その突破力が裏目に出てしまっているようです。理由の一つが、大臣の御答弁です。国会において、今回の制度が移民政策でないのかという趣旨のさまざまな角度の質問がなされま

した。大臣は、それに対して、政府解釈の言い回しをただ繰り返す、丁寧な説明なく突破されようとしています。単純労働とは何か、具体的な例示もされないで、結局何もわかりません。ほかにも、今回の制度によって外国人を雇う場合は日本人を雇うよりもお金がかかっているのではありませんか、政府の関与をもっと強めるべきではないかという具体的な質問も多くありました。決して正面から答えられないで、突破しようとしていました。結果、かみ合わない答弁により、法務委員長からも、簡潔な答弁を指摘されることがたびたびありました。

残念ながら、大臣からは、真つ向から議論せず、法案成立さえすればよいという姿勢がありありと感じ取れました。二つ目は、データの誤りです。今回、法案審議に先立ち、失踪した技能実習生への聞き取り調査資料が提出されました。しかし、その資料には、当初、誤った数値が記載されていました。誤った数値の原因は、エクセルファイルの切り張り作業ミスという初歩的なものでした。また、この数値の集計ミスが発生した時期も特定できておりません。そして、大臣は、指摘がされるまで、この誤ったデータに基づいて答弁されていきました。

本法案の重大性からは、問題の根本をきちんと説明して正す、一度立ちどまってきちんとガバナンスを見直す、そういうことが筋であると思うんですけれども、大臣は、誤りの根源には目を向けず、強硬に法案の審議を求めて突破されようとしています。このような状況では、これから出てくる数字も、おいそれと信用できません。三つ目ですけれども、受入れ見込み数のずさんな推計です。

本法案を審議する上では、外国人労働者をどこに何人受け入れるのかについての見込み数、非常に重要です。しかし、審議の参考として出てきたものは、各省が取りまとめた、かなり粗い、そして

て根拠の希薄な数字であります。この推計、粗くて根拠が希薄であると、多くの国会議員、参考人、報道から指摘されています。先日、委員会に参考人として来ていただいた坂本恵教授も、専門的知見からすれば、極めて根拠としてその数値計算が疑わしいものと言わざるを得ないと言及されていました。私もそう思います。

にもかかわらず、大臣は気にもとめず、そのまま突破されようとしている。これではとても国の形を決める重要法案を審議する土台があるとは言えません。四つ目ですけれども、国会審議への非協力的な姿勢です。現状、さまざまな問題が起こっている技能実習制度は、新しい制度とも密接不可分です。全体では約四五％が技能実習からの移行と想定されています。その問題点を浮き上がらせるのが、技能実習生の声が記載された聴取票です。したがって、国会で法案を審議するに当たっては、聴取票の内容を精査し、分析し、共有されることが必要不可欠です。

ところが、大臣は、プライバシーの問題、あるいは今後の調査などについて大きな支障を来すおそれがある、若しくは刑事訴追のおそれがあるといった理由で、委員会の委員にコピーの提供すらしていただけません。なぜプライバシーの問題があるのか、どこに刑事訴追のおそれがあるのか、どう大きな支障を来すのか説明もないまま、大臣は突破されようとしている。大臣の国会審議への非協力的な姿勢のため、結局、我々国会議員は手書きで書き写して精査する羽目になってしまっています。最後、五つ目です。一番大事な点である法案の中身です。

本法案、一言で言うと、中身が全く決まっておられません。本法案で、外国人をどこに何人受け入れるのか、人数の上限はどうなのか、永住権の扱い、共生施策はどうなっているのか、登録支援機関

関はどういう機関なのか、きちんと監督できるのか、また失踪はふえてしまわないのか、社会保障をどうするのか。大臣は中身を何も決めないまま突破しようとしています。立法府に白紙委任をさせて、具体的に重要な点は行政府の省令で決めようとしている。これは、立法府をないがしろにする姿勢にほかなりません。

このように、大臣の突破力が裏目に出てしまい、不十分な法案を不十分な審議しかできないという状況になってしまっているんです。

ところで、大臣は、ほかにも一つ、人生は生きるに値するという言葉も座右の銘とされていらっしゃるようです。こちらにも非常にいい言葉で、私も、生きるに値する、そう思える人生を送りたいものです。

しかし、我が国に在留している外国人を取り巻く環境は、お世辞にもいいとは言えません。それどころか、国際問題に発展しそうな深刻な人権問題も明るみになっていきます。そのような問題を解決しないまま、そして不十分な審議のまま法案を通してしまえば、在留外国人に関する問題は確実に悪化します。このような状況で、今いる在留外国人、そして新たな制度で日本にやってきた方は、人生は生きるに値すると果たして思ってくれるのでしょうか。

以上、山下法務大臣の不信任決議案に賛成することを表明いたしました。私からの賛成討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 杉本和巳君。

〔杉本和巳君登壇〕

○杉本和巳君 日本維新の会、略称維新の杉本和巳です。

ただいま議題となりました法務大臣不信任決議案について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

さきの法務委員長解任決議案の採決でも同僚議員が申し上げましたが、国会を停滞し、時間を費

よし、そして政策の対話の時間を奪ってしまうような決議案に、私たち維新は反対です。

特に、委員長の解任や大臣の不信任にかかわる攻撃的な決議案は、政策論争の基盤である政党間の信頼関係を破壊する最終的な手段となってしまう、一旦使ってしまうと、それ以降、建設的な議論はできにくくなってしまいます。

つまり、法務委員長の解任決議案が提出された十一月二十日の時点で、既に野党六会派は議論の土俵からおりてしまっているようでもあり、それ以降のあらゆる取組は舞台の上のお芝居のようにしか国民の皆様からは見えなくてもいいのではないのでしょうか。

大島理事衆議院議長宛てに野党六会派が連名提出された申入れに対し、大島議長が委員会の運営は委員会に委ねるとされたことは、意味の深遠なる御見識であると、改めて敬意を表したいと存じます。

さて、一時は政権を担った立憲民主、国民民主、そして無所属の会の皆様は、共産党と連名で入管法審議に関する見解なる文書を公表されました。

この文書において、四会派の皆様は、入管法改正案について、省令への委任事項が多過ぎる、憲法違反ではないかと主張しておられますが、そのような主張をするのであれば、前政権時代に外国人の健康保険への加入要件を厚生労働省令で緩和したのも憲法違反ということになってしまします。完全に、いわゆるブーメランになってしまします。

また、同見解は法務省が用意した資料の不備を指摘されますが、国会質問の事前通告で問合せを不可とするような、役所のミスを誘発してしまうようなのは、議員側の配慮が足らざる点にも起因するのではないのでしょうか。

また、野党側第一党は、この機に乗じて、技能実習制度の廃止を打ち出されています。技能さかのばれば、技能実習の在留資格を創設した

二〇〇九年、政権交代直前の入管法改正案には当時の民主党も賛成され、政権交代後三年三月月の間、一度も入管法に手を加えることなく、法案修正には至りませんでした。

野党側も、将来の政権復帰を視野に入れて、国民の皆様からの信頼を勝ち取る行動を、そしてさらなる対話や修正を目指してはいかがでしょうか。

一方、政府・与党の入管法改正案にも問題はあります。

私たち維新は、グローバル化する世界の中で日本の強い経済と社会を維持していくためには、外国人材の受入れ人数の歯止めをきちんと決定した上で積極的に活用すべきと考えていますが、それにはマイナナンバーカードを通じた在留管理の徹底した強化が条件になります。

ところが、政府・与党は、労働者が不足するから外国人の受入れを拡大するという受け身の姿勢であり、在留管理のツールは、依然、旧態依然としたまま、受入れ見込み数も関係府省に丸投げです。

本来、日本の人口規模をどうするのか、そのうち外国人の割合はどの程度が望ましいのか、国家ビジョンを示し、広範な国民の理解を求めるべきであると維新は強く主張いたします。

こうした観点から、私たち維新は、与党との間で法律案の修正協議に臨んでまいりましたが、昨日、法案の公布後速やかにマイナナンバーカード活用の検討を開始することなどを内容とする修正について与党と合意したところです。

我が党を除く野党六会派提出の法務大臣不信任決議案については肅々と否決しましょう。そして、与野党の対決の構図から対話の構図へと大いなる転換をして、国権の最高機関たる国会を、真に日本国のために、国民の皆様さんのための機関として機能させて、議員各位は仕事に精励してまいらうではありませんか。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理事衆議院議長) 源馬謙太郎君。

(源馬謙太郎君登壇)

○源馬謙太郎君 国民民主党の源馬謙太郎です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま提出されました山下貴司法務大臣の解任決議案につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。(拍手)

私は、今後の活力ある日本社会の実現のために、外国人労働者は必要であり、その能力が存分に発揮され、国民との協働、共生が地域社会や生活の現場においても推進されていくことが望ましいと考えています。

しかし、外国人受入れの問題は、単なる在留資格の話だけでなく、経済、社会、雇用、文化などにもかかわり、ひいてはこの国がどうあるべきかという国柄を大きく変えることにもつながる大きな議論です。国民的議論を尽くすに、拙速に制度設計を行って済む話ではありません。

にもかかわらず、今般の政府案について、山下大臣を始め、政府・与党が審議入りを強行し、強引な短時間の審議のみで、しかも議論の前提となるべきデータがでたらめであったにもかかわらず、本日強硬に採決を行おうとしたことに対して、強く抗議をいたします。

今回の新たな在留資格による外国人労働者の受入れは、その受入れの規模、それによる影響、日本語能力や技能の程度、社会での受入れ方、自治体への負担、現行制度の問題点、永住への道筋など、明らかに不十分で、まだ決まっていなないことは明らかです。

そもそも、それらを定めるはずの外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を年内に政府がまとめるというのですが、これが法案より先にあるべきなのは基本中の基本です。

繰り返しますが、私たちは、今日の深刻な人手不足の状況からも、外国人労働者を受け入れることは必要なことと考えています。しかも、それは、単なる労働力としてではなく、血の通った人間としての受入れが必要であると思っています。

どのように外国人労働者に日本に来てもらい、日本人と外国人とに分断されたコミュニティを築くのではなく、日本社会に共生してもらい、日本を豊かにしていけるかが重要であり、そのために必要なことを議論したいということなのです。

そもそも、日本は一体どのぐらいの外国人を受け入れるのかという根本的な問いについても、いまだに答えがありません。各業種の五年間の見込み人数という資料がようやく提出されましたが、詳細な積算根拠はいつ示されるのでしょうか。今後、各省庁がそれぞれの主観で積算した数が、国会では審議もされずに認められていくのでしょうか。人手不足という判断や受入れ停止を判断する際の具体的に統一した、客観的な基準がやはり必要ではないのでしょうか。

日本人労働者の雇用や賃金への影響はないといいますが、その根拠も示されていません。日本人と同等以上の報酬と定めていますが、それを保障し、実際に守られていることを確認する具体的な方法はありませんか。

特定技能が求める相当程度の知識や経験又は熟練した技能とは、各分野でどのように確認するのでしょうか。

受け入れる外国人の社会保障はどうなるのか、そのことによつて日本の社会保障制度全般に与える影響についても、これから検討では遅くはありませんか。

総理も認めたように、今回のたてつけだと、幾ら外国人労働者を受け入れても都会に偏在してしまうという懸念がありますが、その対応策もアイディアも法務省にはまだないとの答弁でした。

日本語能力についても、どのぐらいの能力を求め、どのように判断するのでしょうか。他国が行っているように、言語能力に加え、日本社会や歴史などに対する一定レベルの理解も求めるべきではないですか。

人手不足が深刻な分野で、しかも国内人材の確保や生産性の向上の努力をしてもなお人手不足の分野に限って受け入れるそうですが、そうなる、その分野は、シンガポールの介護分野がそうだったように、日本人が全くなくなってしまう分野になる懸念がありますが、それを防ぐ手だてはありますか。

特定技能一号は家族の帯同が認められないことも問題だと思いますが、二号で帯同した家族への日本語教育は誰が行うのでしょうか。多忙化が深刻な学校現場での対応は可能ですか。保育、初等、中等、高等教育など、各フェーズにおける受入れ体制はどのようになっているのでしょうか。

実際に外国人を受け入れるのは各地方自治体になりますが、自治体の負担はどのぐらいの見込み、そこはどう予算措置していくのでしょうか。監理団体が今回は設けられないということですが、監理団体以外の団体による仲介やあつせん、そこに係るいわゆる中抜きの問題はどう対処するのでしょうか。

事実上の制度の前提となっている技能実習制度の問題点や失踪問題への対策もこれからプロジェクトチームで精査するということは、順序が逆ではないですか。

このように、今回の法案は、新たな在留資格をとにかく来年四月に創設するという締切りありきで、国民が不安に感じることや先ほど触れたことなどは全て後回しにし、法案が通って国民の関心が下がったところに、政府や役所が国会の議決を経ずに全部勝手に決める仕組みになっています。

法案で示されるのは基本方針と仕組みのみで、あとは全て白紙委任してくれという法案です。これでは、国会で審議する意味はどこにあるのでしょうか。少なくとも重要事項については法律事項として、国会の議決を経るべきだと思います。日本は今、少子化や人手不足が深刻です。外国人の存在を受け入れない限り、先細りになってしま

まうことは自明です。長く住み、働く外国人は必要だけれども、移民は認めたくないという認識を一日も早く捨てるべきではないでしょうか。

単なる短期の労働力として受け入れるのではないなら、外国人を血の通った人間としてしっかりと受け入れ、長くともに暮らしていく日本になるのだと認めるべきだと思います。それがなければ、そもそも外国人から日本を選んでもらうことはできません。

移民を正面から認めたくないからと、政府が定義している移民政策ではありませんと繰り返し取り繕っても、何の意味もありません。

国民民主党は、外国人労働者受入れ拡大は必要だと思っています。だからこそ、私たちの考え方という対策をまとめました。

四月一日にこだわらず、しっかりと議論を尽くしてからではどうしてもだめだという特段の客観的、合理的な理由はないはず。実際に、山下大臣も先ほどの委員会、この点について明確にお答えできていませんでした。

せめて、私たちが提案している、地方への人材確保の配慮、客観的かつ合理的な受入れ上限の設定、適切な外国人労働者の待遇の確保、在留資格の変更に際しての一時帰国、現行制度の実態把握に基づいた抜本的見直し、社会保障制度と教育制度のあり方、家族帯同などの人権的配慮、多文化共生施策の充実の、特に重要な八点について、更に議論しようではありませんか。

何年も議論しろというではありません。そんなに時間をかけなくても、これからたった半年間、六カ月間延長して、これらの重要で基本的な事柄を詰め、白紙委任の状態を解消し、将来に禍根を残さないように、与野党ともに、よりよい法案にしようではありませんか。皆様の御賛同をお願いします、私の討論といたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 黒岩宇洋君。

(黒岩宇洋君登壇)

○黒岩宇洋君 無所属の会の黒岩宇洋です。ただいま議題となりました山下貴司法務大臣不信任決議案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

私は、今般、国会で議論をしております入管難民法改正案について、山下法務大臣が余りにも官邸、与野の方針に唯々諾々と従い、野党を始めとする多くの国民の声を傾けない姿勢をもつて、不信任に値すると断言をさせていたと思います。

そもそもこの法案提出は、安倍総理がリーダーシップをとる骨太方針に、新たな外国人材受入れ制度が盛り込まれたことに端を発します。しかし、関係閣僚会議を七月二十四日に開きながら、驚くべきことに、法案提出が予定されていた臨時国会開会まで、全くその後開かずじまいでした。これは、安倍総理が具体的議論から徹底して逃げたからではないでしょうか。

具体的分野数や外国人受入れ人数をふやしたい総理応援団の財界、そして、余りに大きな規模感を示すと反発する総理のコアな支持層、この板挟みから、議論にすら触れたがらない安倍総理。結局、本法案代表質問においても、予算委員会においても、総理答弁は、法務省を始めとする関係府省に丸投げ、又は、この後の分野別運用方針への先送りに終始しました。これが、今法案を全く詰めることができない大きな背景です。

法案審議に入るにつれ、山下法務大臣にも看過できない責任が生じてまいりました。まずは、失踪技能実習生の聴取票の現状認識と開示の方法です。

聴取票の集計データの誤りが発覚し、その新たなデータによる現状認識において、それまでの人権侵害の文言が削除されました。失踪動機中、人権侵害の代表的事案である、暴力を受けたの件数が、間違った集計と比べて倍近くふえ、それま

で、より高い賃金を求めてに算入されていた契約賃金以下と最低賃金以下が新たに人権侵害に算入され、人権侵害の件数がトータルで激増したにもかかわらずです。

法務委員会、誰の判断で削除したのかという私の質問に対し、山下法務大臣は入管局長と答えるのみ。この重要な二、三行の文章ですら、自分で判断したと答えない、この法務大臣の姿勢には、私は正直愕然といたしました。

聴取票の開示についても、山下大臣の判断さえあれば事足りるのにもかかわらず、一向にみずから判断を下さず、私たちが今なおメモ書きをしているという悲惨な状態です。

外国人の受入れ見込み人数に対しても、他省に対し全く指導力が発揮できていません。十四分野、四省から出てきた数字は、積算根拠の統一性は全くなく、その上、確固たる数的根拠のないものばかり。見込み数発表から十日以上も経過しているにもかかわらず、他省にさらなる精査を求めた形跡は一切ありません。そんな弱腰で、他省とさまざまな運用を詰めていけるのか、甚だ疑問です。

さらには、分野別運用方針を定める関係閣僚会議では、菅官房長官と山下法務大臣が二人で共同議長を務めます。その菅官房長官に対峙してでも、必要とあらば官邸の要求をはね返すことができるのでしょうか。まことに残念ですが、これに期待する同僚議員は一人もいないでしょう。

委員会質疑で目立つたのは、質問に真正面から答えない姿勢です。失言を恐れるばかり、言質を与えないよう与えないよう、及び腰に、安全運転に終始する姿は、責任逃れにしか映りません。

山下法務大臣に求められるのは、今回の外国人受入れという、我が国の今後の姿を決めるような大きな制度を築き上げるという矜持と覚悟です。その覚悟を発揮できない山下大臣を到底信任することはできません。山下法務大臣不信任案に賛成する旨を改めて申

し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。
(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

(藤野保史君登壇)

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、山下貴司法務大臣不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

不信任の理由の第一は、山下大臣が、入管法改正案の審議の前提となる資料の提出を拒み続けている点です。

本案による外国人の受入れは、技能実習生からの移行を大前提としています。だからこそ、技能実習制度の実態把握と徹底的な検証は法案審議の核心です。

野党の追及によって、政府は、当初拒んでいた失踪した技能実習生に対する聴取票の個票を出さざるを得なくなりました。そもそもこの調査は、技能実習制度の運用を適正化するために、二〇〇九年の入管法審議の際に、衆参両法務委員会の附帯決議で与野党一致して求めたものです。その後、二〇一六年の技能実習法の審議の際も、衆参で附帯決議が付され、聴取項目の追加などが行われてきました。国会が求めて行われた調査の結果を国会に提出するのは当たり前です。

ところが、山下大臣は、今後の調査や捜査への影響、プライバシー侵害などを理由に提出を拒んできました。しかし、この調査は技能実習制度の運用を適正化するためのものであり、犯罪捜査とは何の関係もありません。さらに、聴取票には必要なマスキングもされており、プライバシーなどの問題も生じません。直ちに聴取票個票を国会に提出し、技能実習生の実態を踏まえた徹底審議を行うべきです。

委員長室での閲覧では、個票を分析したり、法務省の集計結果を検証することもできません。閲覧方式は、議員の審議権を妨害し、国民に実態を隠すものであり、断じて容認できません。

第二に、山下大臣が技能実習生の実態を隠す虚偽答弁を重ねている点です。

山下大臣は、技能実習生の失踪理由について、より高い賃金を求めて失踪する者が約八七%と答弁しました。しかし、より高い賃金を求めてという項目は、もともとの聴取票にはありません。しかも、当初の法務省の説明では、その割合が六七%から八七%に水増しされていたのです。実習生が金目当てにわがままで失踪しているかのように描き出す虚偽答弁を行ってきた山下大臣の責任は重大です。

山下大臣は、根拠となったデータの誤りを認めて、おわびを口にしました。しかし、より高い賃金を求めてという表現を変えることは頑として拒んでいます。あくまでも実習生の側に失踪の原因があると描こうとするものであり、言語道断です。

山下大臣は、技能実習制度と新制度は別物であり、九割をはるかに超える技能実習がうまくいっているという趣旨の答弁をしています。しかし、十四業種のうち十三業種が技能実習生からの移行を前提とし、その多くで八割から十割もの移行が見込まれています。両制度は密接不可分です。政府の資料でこの点を指摘しても、詭弁を弄して認めようとする山下大臣の責任は極めて重大です。

さらに、野党ヒアリングや聴取票で明らかにしたように、技能実習制度では、最賃以下の賃金や暴力など、法令違反や人権侵害が横行しています。この実態を覆い隠すために、政府みずから、九割の技能実習はうまくいっているなどと言いつけることは到底許されません。

以上、国会に提出すべき資料も提出せず、実態をゆがめる虚偽答弁を繰り返す山下大臣は法務大臣として不適格である、このことを強く主張して、私の討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(大島理森君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(大島理森君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

投票総数 四百四十

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○議長(大島理森君) 右の結果、法務大臣山下貴司君不信任決議案は否決されました。(拍手)

辻元清美君外六名提出法務大臣山下貴司君不信任決議案を可とする議員の氏名

阿久津幸彦君	阿部 知子君
青柳陽一郎君	荒井 聰君
池田 真紀君	石川 香織君
今井 雅人君	枝野 幸男君
小川 淳也君	尾辻かな子君
大河原雅子君	逢坂 誠二君
岡島 一正君	岡本あき子君
落合 貴之君	海江田万里君
神谷 裕君	亀井亜紀子君
川内 博史君	菅 直人君
菊田真紀子君	近藤 昭一君
佐々木隆博君	櫻井 周君
篠原 豪君	末松 義規君
高井 崇志君	高木鎮太郎君
武内 則男君	辻元 清美君

手塚 仁雄君	寺田 学君
中谷 一馬君	長尾 秀樹君
長妻 昭君	西村智奈美君
長谷川嘉一君	初鹿 明博君
福田 昭夫君	堀越 啓仁君
本多 平直君	松田 功君
松平 浩一君	道下 大樹君
宮川 伸君	村上 史好君
森山 浩行君	矢上 雅義君
山内 康一君	山尾志枝里君
山川百合子君	山崎 誠君
山花 郁夫君	山本和嘉子君
横光 克彦君	吉田 統彦君
早稲田夕季君	青山 大人君
浅野 哲君	伊藤 俊輔君
泉 健太君	稲富 修二君
小熊 慎司君	大島 敦君
大西 健介君	岡本 充功君
奥野総一郎君	吉良 州司君
城井 崇君	岸本 周平君
源馬謙太郎君	小宮山泰子君
後藤 祐一君	近藤 和也君
齊木 武志君	階 猛君
篠原 孝君	下条 みつ君
白石 洋一君	関 健一郎君
玉木雄一郎君	津村 啓介君
西岡 秀子君	原口 一博君
平野 博文君	古川 元久君
古本伸一郎君	前原 誠司君
牧 義夫君	緑川 貴士君
森田 俊和君	山岡 達丸君
山井 和則君	渡辺 周君
安住 淳君	江田 憲司君
大串 博志君	岡田 克也君
金子 恵美君	黒岩 宇洋君
玄葉光一郎君	田嶋 要君
中川 正春君	中村喜四郎君
野田 佳彦君	広田 一君

否とする議員の氏名

もむら 賢太郎君	笠井 亮君	志位 和夫君	田村 貴昭君	畑野 君枝君	宮本 岳志君	本村 伸子君	吉川 元君	青山 雅幸君	井出 庸生君	佐藤 公治君	樽床 伸二君	柚木 道義君	員の氏名	あかま二郎君	安倍 晋三君	赤澤 亮正君	秋本 真利君	穴見 陽一君	安藤 高夫君	井野 俊郎君	井上 貴博君	伊東 良孝君	伊藤 忠彦君	伊吹 文明君	池田 佳隆君	石田 真敏君	石原 伸晃君	泉田 裕彦君	今枝宗一郎君	岩田 和親君	うえの賢一郎君	上野 宏史君	江渡 聡徳君	遠藤 利明君	小此木八郎君	小田原 潔君	小淵 優子君
赤嶺 政賢君	穀田 恵二君	塩川 鉄也君	高橋千鶴子君	藤野 保史君	宮本 徹君	照屋 寛徳君	日吉 雄太君	赤松 広隆君	柿沢 未途君	重徳 和彦君	松原 仁君			あきもと司君	逢沢 一郎君	秋葉 賢也君	麻生 太郎君	甘利 明君	安藤 裕君	井上 信治君	井林 辰憲君	伊藤信太郎君	伊藤 達也君	池田 道孝君	石崎 徹君	石破 茂君	石原 宏高君	稲田 朋美君	今村 雅弘君	岩屋 毅君	上杉謙太郎君	江崎 鐵磨君	衛藤征士郎君	小倉 將信君	小里 泰弘君	小野寺五典君	尾身 朝子君
越智 隆雄君	大串 正樹君	大塚 高司君	大西 英男君	大野敬太郎君	岡下 昌平君	鬼木 誠君	加藤 勝信君	梶山 弘志君	門 博文君	金子万寿夫君	金田 勝年君	神谷 昇君	亀岡 偉民君	川崎 二郎君	河村 建夫君	神田 裕君	木原 誠二君	木村 次郎君	木村 弥生君	黄川田仁志君	岸田 文雄君	北村 誠吾君	国光あやの君	小泉進次郎君	小島 敏文君	小林 茂樹君	古賀 篤君	後藤田正純君	高村 正大君	左藤 章君	佐藤 勉君	齋藤 健君	坂井 学君	櫻田 義孝君	塩崎 恭久君	繁本 護君	白須賀貴樹君
大岡 敏孝君	大隈 和英君	大塚 拓君	大西 宏幸君	大見 正君	奥野 信亮君	加藤 鮎子君	加藤 寛治君	勝俣 孝明君	金子 俊平君	金子 恭之君	上川 陽子君	神山 佐市君	鴨下 一郎君	河井 克行君	神田 憲次君	菅家 一郎君	木原 稔君	木村 哲也君	城内 実君	岸 信夫君	北川 知克君	工藤 彰三君	熊田 裕通君	小泉 龍司君	小寺 裕雄君	小林 鷹之君	後藤 茂之君	河野 太郎君	國場幸之助君	佐藤 明男君	佐藤 洋明君	斎藤 哲志君	坂本 博義君	塩谷 立君	柴山 昌彦君	新谷 正義君	
新藤 義孝君	菅原 一秀君	鈴木 肇祐君	鈴木 淳司君	鈴木 憲和君	関 芳弘君	田所 嘉徳君	田中 英之君	田野瀬大道君	田畑 裕明君	高市 早苗君	高木 毅君	竹下 亘君	武井 俊輔君	武部 新君	橘 慶一郎君	谷 公一君	谷川 弥一君	土屋 品子君	とかしきなおみ君	渡海紀三朗君	富岡 勉君	中谷 元君	中村 裕之君	中山 泰秀君	長尾 敬君	二階 俊博君	西田 昭二君	西村 康稔君	額賀福志郎君	野田 聖子君	野中 厚君	萩生田光一君	馳 浩君	浜田 靖一君	原田 憲治君	百武 公親君	平口 洋君
菅 義偉君	杉田 水脈君	鈴木 俊一君	鈴木 貴子君	鈴木 隼人君	蘭浦健太郎君	田中 和徳君	田中 良生君	田畑 毅君	田村 憲久君	高木 啓君	高橋ひなこ君	竹本 直一君	武田 良太君	武村 展英君	棚橋 泰文君	谷川 とむ君	津島 淳君	寺田 稔君	富樫 博之君	土井 亨君	中曾根康隆君	中谷 真一君	中山 展宏君	永岡 桂子君	長坂 康正君	丹羽 秀樹君	西村 明宏君	西銘恒三郎君	根本 幸典君	野田 毅君	葉梨 康弘君	橋本 岳君	鳩山 二郎君	林 幹雄君	原田 義昭君	平井 卓也君	平沢 勝栄君
福田 達夫君	藤井比早之君	藤原 崇君	船橋 利実君	古川 禎久君	古屋 圭司君	星野 剛士君	細田 博之君	堀内 詔子君	牧島かれん君	松島みどり君	松本 純君	松本 文明君	三浦 靖君	三ッ林裕巳君	三原 朝彦君	宮内 秀樹君	宮腰 光寛君	宮澤 博行君	宮下 一郎君	務台 俊介君	村井 英樹君	望月 義夫君	盛山 正仁君	森山 裕君	築 和生君	山口 俊一君	山口 壯君	山田 賢司君	山本 幸三君	山本 有二君	山本 弘介君	若宮 健嗣君	渡辺 博道君	井上 義久君	伊藤 涉君	石田 祝穂君	浮島 智子君
福山 守君	藤丸 敏君	船田 元君	古川 康君	古田 圭一君	穂坂 泰君	細田 健一君	堀井 学君	本田 太郎君	牧原 秀樹君	松野 博一君	松本 剛明君	松本 洋平君	三谷 英弘君	三ッ矢憲生君	御法川信英君	宮川 典子君	宮崎 政久君	宮路 拓馬君	武藤 容治君	宗清 皇一君	村上誠一郎君	茂木 敏充君	森 英介君	八木 哲也君	山際大志郎君	山口 泰明君	山下 貴司君	山田 美樹君	山本ともひろ君	吉野 正芳君	和田 義明君	渡辺 孝一君	赤羽 一嘉君	伊佐 進一君	石井 啓一君	稲津 久君	江田 康幸君

太田 昭宏君	太田 昌孝君
北側 一雄君	國重 徹君
佐藤 茂樹君	佐藤 英道君
齊藤 鉄夫君	高木美智代君
高木 陽介君	竹内 讓君
遠山 清彦君	富田 茂之君
中野 洋昌君	濱地 雅一君
濱村 進君	古屋 範子君
榊屋 敬悟君	鰐淵 洋子君
足立 康史君	井上 英孝君
浦野 靖人君	遠藤 敬君
串田 誠一君	下地 幹郎君
杉本 和巳君	谷畑 孝君
馬場 伸幸君	丸山 穂高君
森 夏枝君	長島 昭久君
笠 浩史君	細野 豪志君
鷺尾英一郎君	

検査官任命につき同意を求めるの件

個人情報保護委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央労働委員会公益委員任命につき同意を求めるの件

議長(大島理森君) お諮りいたします。

内閣から、

検査官

個人情報保護委員会委員長及び同委員

地方財政審議会委員

公安審査委員会委員

及び

中央労働委員会公益委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申出があります。

平成三十年十一月二十七日 衆議院会議録第九号

検査官任命につき同意を求めるの件等五件 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案

内閣からの申出中、
まず、

検査官に岡村肇君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員長に嶋田実名子君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員に中村玲子君及び藤原静雄君を、

地方財政審議会委員に堀場勇夫君、植木利幸君、野坂雅一君及び宗田友子君を、

公安審査委員会委員に外井浩志君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員に中村玲子君及び藤原静雄君を、

地方財政審議会委員に堀場勇夫君、植木利幸君、野坂雅一君及び宗田友子君を、

公安審査委員会委員に外井浩志君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(大島理森君) 起立多数。よって、いづれも同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員に小川克彦君を、

地方財政審議会委員に星野菜穂子君を、

中央労働委員会公益委員に杉原麗君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも同意を与えることに決まりました。

次に、

公安審査委員会委員に遠藤みどり君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(第九十六回国会、内閣提出)

議長(大島理森君) 日程第一、サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔牧原秀樹君登壇〕

〇牧原秀樹君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、我が国におけるサイバーセキュリティの確保の促進を図るため、官民の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策の推進に係る協議を行うための協議会を創設する等の措置を講ずるものであります。

本案は、第九十六回国会に提出され、継続審査に付されていたもので、今国会では、去る十月二十四日本委員会に付託され、十一月二十一日櫻田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。翌二十二日に質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。翌二十二日に質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(第九十六回国会、内閣提出)

議長(大島理森君) 日程第一、サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔牧原秀樹君登壇〕

〇牧原秀樹君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、我が国におけるサイバーセキュリティの確保の促進を図るため、官民の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策の推進に係る協議を行うための協議会を創設する等の措置を講ずるものであります。

本案は、第九十六回国会に提出され、継続審査に付されていたもので、今国会では、去る十月二十四日本委員会に付託され、十一月二十一日櫻田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。翌二十二日に質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〇議長(大島理森君) この際、暫時休憩いたします。

午後四時十分休憩

午後八時三十二分開議

〇議長(大島理森君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〇星野剛士君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

〇議長(大島理森君) 星野剛士君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法
の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 出入国管理及び難民認定法
及び法務省設置法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長葉梨康弘
君。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の
一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(葉梨康弘君登壇)

○葉梨康弘君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、法務委員会における審査の経過及
び結果を御報告申し上げます。

本案は、人材を確保することが困難な状況にあ
る産業上の分野に属する技能を有する外国人の受
入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る
新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関
する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外
国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する
契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支
援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入
国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に
推進するため、法務省の外局として出入国在留管
理庁を新設しようとするものであります。

本案は、去る十一月十三日、本会議において趣
旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託さ
れ、二十一日、山下法務大臣から提案理由の説明
を聴取し、質疑に入り、翌二十二日参考人から意
見を聴取しました。

昨日、本案に対し、自由民主党、公明党及び日
本維新の会の共同提案により、分野別運用方針の
産業上の分野における人材の不足の状況に関する
事項について、人材が不足している地域の状況に
関する事項を含む旨を明記するとともに、附則
に、制度の運用に当たつての、人材が不足してい

る地域の状況への配慮に関する規定を追加するこ
と、附則の検討事項として、在留外国人に係る在
留管理、雇用管理及び社会保険制度における特定
の個人を識別できる番号等の利用のあり方につ
いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を
講ずること、特定技能の在留資格に係る制度のあ
り方に関する検討について、その検討の時期を施
行後三年から施行後二年に改めること等を内容と
する修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を
聴取しました。

本日、原案及び修正案に対する質疑を行い、質
疑を終局し、討論、採決の結果、修正案及び修正
部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決
され、本案は修正議決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申
し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順
次これを許します。山尾志枝里君。

(山尾志枝里君登壇)

○山尾志枝里君 立憲民主党の山尾志枝里です。
外国人労働者受入れ拡大を内容とする入管法改
正案に対し、立憲民主党・市民クラブを代表し
て、反対の討論をいたします。(拍手)

国家の覚悟が問われる法案が、国会に提出され
ていたら何も決まっていなかった。中身が決まっ
ていない法案が通ったとき一体何が起きるのか、
お話ししたいと思ひます。

決まっていなない一点目。受入れ見込み数です。
外国人労働者の受入れ拡大法案ですから、何人
拡大するかは議論の大前提です。閣議決定のと
き、数字は示されていませんでした。閣議決定の
後に、五年間で三十四万五千人という急ごしらえ
の数字が提示されました。その上、審議を始めた
ら、この数字は、法案が成立した後に分野別に計
算し直す予定ということが明らかにになりました。
法務大臣の答弁をかりれば、みずから国会に

提出した数字は素材にすぎないそうです。法案審
議に素材を提出しないでいただきたい。立法院に
は正式な数字を出していただきたい。三十四万五
千人を前提に議論しても、その後、四十万になる
かもしれない、五十万になるかもしれない、百万
になるかもしれない。素材の数字では責任ある質
疑と採決はできません。

二点目。上限規制です。

今指摘したように、受入れ見込み数は決まってい
ません。さらに、この見込み数は上限ではあり
ません。法案を通した後に決める正式な数字を
上限として運用したいのです。その運用ス
キームは、その一、受入れ数が見込み数に近づい
た場合、法務大臣が関係省庁に注意喚起をする。
その二、関係省庁の大臣が受入れ停止を求めた
ら、受入れを停止する。説明は以上です。

そもそも、人材不足に悩んでいる業界の所管省
庁は受入れ停止を求めないんじゃないですか。そ
して、所管省庁が求めなければ停止しないなら、
上限として機能しないんじゃないですか。

つまり、総理も法務大臣も受入れ数を上限とし
て運用すると答弁しているのはごまかしで、正確
には、上限として運用されたらいいなという願望
ではありませんか。法案審議で願望をあたかも制
度のように語らないでいただきたいと思ひます。

三点目。永住資格です。

新しい制度で受け入れる外国人の方々も永住者
となっていくのか否か、今なお安倍内閣は判断を
先送りしています。総理いわく、法務大臣が決
めるべき運用の問題だそうです。

労働者として受入れ業種と人数を大幅に拡大す
る制度の提案ですよ。そうした人々を潜在的永住
者と位置づけるのか否かは、国家の主権にかかわる
重要な問題であり、国家のリーダーがなすべき厳
しい政治判断そのものではありませんか。安倍総
理自身が、批判も甘受する覚悟で政治判断をし、
閣議決定をし、覚悟を持って立法院に問うべきで
す。法務大臣が後で決めますと言ひわけをして蔽

しい政治判断から身を隠すのは、総理大臣として
無責任です。

四点目。拡大する労働の範囲です。

単純労働には拡大しないといひながら、単純勞
働なるものの具体例は一つも出てきません。言ひ
かえれば、これだけは外国人労働者に拡大しませ
んという労働は、この質疑の間を通じて一つも存
在しておりません。土を右から左に動かすだけの
仕事、あるいはティッシュ配り、最初の法務省の
例示も法務大臣が撤回をいたしました。つまり、
この法案の正体は、省令さえつければ、およそあ
らゆる労働について外国人受入れを可能にする法
律になってしまつていいるのではありませんか。

結局、今回の外国人労働者受入れ拡大法案は、
およそあらゆる労働について、人数の上限なし
に、潜在的永住者として外国人の受入れ拡大を可
能とする法律として成立します。成立後、どんな
枠づけをするかは時の法務大臣の采配一つです。

賛成する与党の皆さんは随分法務大臣を信頼され
ているようですが、私たちは違います。立法院の一
員として、外国人受入れ制度、すなわち日本政
府以外の国際社会がおよそ移民政策と呼ぶものの
根幹を法務大臣に丸投げすることはできません。

あわせて、政府が提案している新制度は、技能
実習制度なしには成り立たない制度です。政府・
与党は失踪者問題と本法案を切り離そうと必死で
すが、法務大臣みずから、来年四月の施行を急ぐ
理由に、おくれると何万人という技能実習生が帰
国してしまう旨、きょうも答弁をしています。与
党の議員も、宿泊業を技能実習に追加して特定技
能の供給源とする駆け込み提案をしています。技
能実習制度なくして新制度なしという制度設計を
したのは政府・与党ではありませんか。

この土台となる技能実習制度に、外国人の人權
問題、労働問題という深刻な問題があり、虚偽
データの発覚によつてようやくその問題に光が当
たり始めました。政府がなすべきは、データのこ
ピーを認めて、与野党、政府が一体となつて問題

点の解決に当たる環境整備です。手書きを認めてコピーを拒絶し、事実上の拡散を最小限に抑えて、問題を再び闇に閉じ込めることはやめていただきたいと思います。

私たち立憲民主党は提案します。

まず、技能実習制度は、既に就労している技能実習生や適正な受入れ機関に不利益がないよう配慮しつつ段階的に廃止して、就労を正面から受けとめ受け入れる新しい制度に移管、統合していく道筋をつくるべきです。

また、丁寧な受入れ数をコントロールして初めて、来る側、受け入れる側双方の準備が整い、多文化共生社会に向かって一歩一歩前進することが出来ます。だからこそ、受入れ総数には上限枠、総量規制を制度としてしっかり設けるべきです。

さらに、虚偽データの訂正すらおぼつかない法務省入国管理局に三百十九人も人員をふやして予算をつけて庁に格上げしても、在留含めた適切な管理ができるようになるとは思えません。そもそも、出入国の手網を握る役所に在留中の暮らしの相談を安心してできるわけがありません。人員をつけて予算をつけて新しい役所をつくるなら、入国在留管理庁ではなくて、省庁横断機能を持つ多文化共生庁をつくるべきだと考えます。

また、今回、外国人の方々の働き方を通じて浮かび上がった問題点、残業代の未払いや最低賃金割れ、長時間労働やハラスメント、これらは実は、外国人であるか日本人であるかを問わず、現代の労働市場が抱える深刻な問題です。その上で、外国人の方々は、うまく言語が通じない、抱えた借金を返すまで正当な権利を主張できない、救済機関へのアクセスが難しいなど……(発言する者あり)

○議長(大島理森君) 御静粛に。

○山尾志桜里君(統) 類型的な困難を抱えています。単純労働は外国人には拡大しないとか、移民政策はとらないとか、その場しのぎの曖昧な概念で線引きし、適切な待遇を受けていない日本人労働者

働者と外国人労働者との間に分断と排除の種を埋め込まないでいただきたいと思います。

国家の決定は人間の人生を左右します。今回法案の対象となつていいる外国人労働者も、今厳しい労働環境にあえいでいる日本人労働者も、生活者であり人間です。そして、働くという営みは、生計を立てる重要な手段というだけでなく、仕事を通じて夢をかなえたり新しい未来をつかんたりするための自己実現に直結します。だから、働く営みの中で労働者の尊厳を傷つけるような働かせ方を許す制度の見直しは、先送りにはしてはならないと思います。

しかし、今回国会における本法案の審議は、働く生活者たる外国人を受け入れていく日本社会の大きな転換とその重さに値する審議ではありませんでした。

詰め込み質疑を強行し、行政府と立法府のコミュニケーションはとれず、大臣は通告がありませんでしたと言いつつを連発しながら、出すべきデータは出さずじまいです。

偽りのデータを土台にして、空っぽの法案を提出した政府に対し、アリバイづくりの時間を積み重ねることが立法府の役割ではないはずで、多文化共生は簡単な話じゃありません。大豆やトウモロコシの輸入とは違い、国内供給がふえたら輸入ストップというわけにはいきません。人間を国家に受け入れる話をしています。目先の経済や支持母体の顔色ばかり見て、きちんと制度設計せずにドアをあけたら、簡単に閉じることではできず、取り返しつかない分断を生みます。だから、きちんと制度設計するための議論を続け、成熟させるのは、国会の責務なのです。

法務委員長、議院運営委員会委員長、あるいは衆議院の議長。国会運営の長の多くは、公平中立という名のもとに与党の議員が担っています。しかし、いかに公平中立の仮面をかぶつても、最後はリスクをとらず、政権に唯々諾々と従うようなこんな運営を続けていたら、立法府は壊れます。もう壊れていると思います。

権限ある人間が、いざというときにその権限を勇氣と正義感を持って使わないのであれば、その人間は傍観者ではなく共犯者だと思っています。法務委員会での強行採決、そして緊急上程、さらには、熟議がないままプザァーが押され、本会議での採決がなされることに、この場から強く抗議をいたします。

外国人受入れという国家の覚悟を問う法案に對し、立法府としての熟議が全く果たせていないまま、行政府の下請になつて賛成することは誤りです。私たちは、立法府の責任を果たす立場から、そして国家の品格にかけて外国人の方々の尊厳を守る立場から、信念に基づき、本法案に對して反對いたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 平沢勝栄君。

(平沢勝栄君登壇)

○平沢勝栄君 自由民主党の平沢勝栄でございます。私は、自由民主党を代表しまして、ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

アベノミクスの推進により、成長から分配への経済の好循環が確実に回りつつある中、有効求人倍率は約四十四年ぶりの高さとなっております。その一方で、少子高齢化の影響により、労働力となり得る生産年齢人口は年々減少し、本年一月には初めて全人口の六割を割りました。

このように、現下の人手不足の状況は極めて深刻であり、私の地元の中小企業などでも人手不足の窮状を訴える声には極めて切実なものがあつて、このことはここにおられる皆さん方全てに共通の認識ではないかと思ひます。

本法律案は、まさにこうした現下の人手不足に對応するための重要な法案であり、一日も早く成立させる必要があると考えています。今回の受入れ制度は、現行の専門的、技術的分

野における外国人の受入れ制度を拡充するものであり、真に人手不足の分野に限り、期限を付して、一定の専門性や技能を有し、即戦力となる外国人に限って受入れを行おうとするものであります。いわゆる移民政策でもなければ、単純労働者を受け入れるものでもありません。

政府の示した現時点での特定技能一号による五年間の受入れ見込みの数は、最大で三十四万人程度であり、我が国の現在の総人口のおおむね〇・二から〇・三%に相当するものでございます。さらに、特定技能二号につきましては、熟練した技能を要し、難易度の高い試験による選定を経ることから、受入れのハードルはかなり高く、相当限られた人数になるものと考えています。

しかしながら、一部の野党は、移民法であるなどと主張し、殊さらに国民に誤解を与えるレッテル張りをしていいることは大変に残念でなりません。

また、一部の野党は、本法律案につきまして、中身がないなどと批判もしていますが、本法律案では、特定技能の在留資格に関する規定のほか、受入れ機関等に関する規定、支援に関する規定のほか、在留管理の強化に関する規定として、届出事項の拡充や受入れ機関等に対する指導助言、立入検査や改善命令等が設けられているなど、その内容は多岐にわたつています。

野党は、そうした本制度の中身に関する質疑よりもむしろ、別の制度である技能実習制度を殊さら取り上げ、あたかも本制度にも問題があるような態度に終始しました。しかし、野党の指摘は旧制度下における問題点であつて、平成二十九年十一月以降は、新たな技能実習法が施行されており、そのもとでさまざまな対応策が実施されていることは御案内のとおりであります。

で、技能実習生にとつてもメリットの大きい制度と言えるわけでございませう。

ただ、失脚した技能実習生のデータ集計に誤りがあったことにつきましては、極めて遺憾であり、このことにつきましては、与党としても法務省に強く猛省と再発防止を申し入れたところでありませう。

ともかく、技能実習生の労働環境などに一部問題があることは事実ですが、ほとんどの技能実習生は真摯に実習に取り組み、制度が適切に運用されているのが実態であります。このことは、ベトナムやインドネシアなど、多くの国から技能実習制度が高く評価されていることからうかがえるところでありませう。

一部の野党による、改正案審議の前提が崩れたなどとの指摘は、全く見当違いと言わざるを得ませう。

現下の深刻な人手不足への対策は待ったなしの状況にあり、法務委員会では、制度の必要性、受入れ業種とその見込み数、特定技能の要件、技能実習制度との関係などについて、参考人質疑も行いつつ、必要な審議を行ってきました。

新たな制度に対する懸念についても質疑がなされ、今回の受入れによつて日本人の雇用や治安に影響を与えないという点についても丁寧な説明が行われたところであります。

その上で、本法律案につきましては、今般、自民、公明、維新の三党共同で修正をし、地域における人材不足の状況に配慮する規定や所要の検討事項などを設けたわけであります。これによつて、改正法律案は、より充実し、より幅広く国民から支持される内容になったものと確信しております。

最後に、現下の深刻な人手不足の状況に対応するためには、本法律案を早期に成立させ、持続可能な経済社会を実現させていくことが重要であることを重ねて申し上げまして、私の賛成討論いたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 階猛君。

○階猛君 国民民主党の階猛です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表し、政府提出の入管法改正案につき、反対討論を行います。(拍手)

以下、理由を述べます。

まず、本法案では、特定技能なる在留資格を得るために必要な技能、知識の水準、新たな在留資格が認められる業種と受入れ人数、新たな在留資格による外国人労働者の処遇の水準などが法文上明らかではありません。特定技能とは名ばかりで、その実態は不特定技能です。

政府は、本法案成立後に法務省令で規定しますが、制度の本質的部分を法律で定めず行政府に包括的に白地で委任することは、国会を唯一の立法機関とする憲法四十一條の規定に反します。と同時に、恣意的な行政権の行使によつて業界団体等と政府・与党との癒着の構造が生じやすく、行政執行の公正さを損ないませう。

国民民主党は、外国人の受入れ上限数を決定する客観的かつ合理的な基準を法律で定めるべきだと考えます。これにより癒着の構造を防ぎ、日本人の処遇水準の低下など社会への悪影響も防ぐことができませう。さらに、この上限数を政府のように分野ごとだけでなく、産業別、地域別に決定することで、人手不足がより深刻な地方において確実に外国人材を迎えることにつながりませう。

この法案が準備不足であることは法務委員会の与党筆頭理事ですら公の場で認めています。こうした内容不十分な法案を政府が国会に提出することとは、国会を冒瀆していると言わざるを得ませう。

次に、本法案施行により増加する外国人労働者の見込み数とその根拠、特定技能一号資格を得る外国人労働者の主たる供給源となる技能実習制度の運用状況などは、本法案を審議する上で不可欠な情報です。本来であれば、これらにつき正確な

資料を政府は審議前に開示すべきでした。

しかしながら、前者については、本会議で代表質問が行われた日の翌日に数値だけが示され、算定根拠が示されたのは、その二日後の夜でした。加えて、経産省所管の三業種については、特定技能一号の供給源はほぼ一〇〇％特定技能実習生となっており、その根拠を突き詰めると、経産副大臣は、仮置きだと驚きの答弁を連発しました。

また、後者に至つては、昨年失脚した技能実習生約二千八百名の聴取票の開示を我々が求めたのに対し、法務省はプライバシー侵害や刑事訴追のおそれなどを口実にこれを拒んだ上、聴取結果を取りまとめた資料として、あたかも現行制度に問題がないかのような内容を記載したものを提示し続けたのです。

ところが、たび重なる交渉の結果、聴取票の一部議員への閲覧が認められた途端、法務省は取りまとめ資料には集計結果とそれに基づく評価の面で著しい誤りがあることを認め、謝罪するに至つたのです。さらに、その後訂正された資料についても不適切な表現が散見され、法務大臣は再修正を検討している最中です。

前国会では、財務省の文書改ざん、厚労省の不適切なデータ、防衛省のずさんな文書管理が問題となり、議長の所感でも再発防止を求めたにもかかわらず、何ら改善が見られませう。

さきに述べたとおり、経産省所管の三業種を含め、政府が特定技能一号の導入を検討中の十四業種の中で、その供給源を技能実習生に頼っているものが数多くあります。技能実習制度は、事実上新制度の土台です。その実態把握を誤り、問題点を改善しないままに新制度を構築したならば、壊れた土台の上に家を建てるようなもので、すぐに崩れてしまふでしょう。

国民民主党は、新制度を導入する前に、この技能実習制度を始め、留学生のアルバイトや日系人など現行の外国人労働者の各種受入れ制度の実態把握をきちんとした上で、制度の抜本的見直しを

するべきだと考えます。

国会と国民の判断を誤らせるようなずさんな資料、誤った資料を放置したまま採決することなど認められませう。拙速な採決の前に、まずは政府に正確な情報、生の情報を迅速に開示してもらうのが国会の当然の責務です。

以上のとおり、本法案は、その内容面や審議に不可欠な資料の面で大きな問題を抱えており、本来であれば法務委員会では法案を審議できる状況ではありません。

しかしながら、現下の全国的に深刻な人手不足、本法案に対する国民の関心の高さに鑑み、我々にはできるだけ積極的に審議に応じ、建設的な議論を行うよう努めてきました。

にもかかわらず、法務委員長と与党理事は、前述の資料の誤りで審議が長時間中断した十六日には、別の内閣提出法案の政府質疑、採決を終えた後、一般質疑、本法案の趣旨説明、政府質疑のいわゆる五階建ての委員会運営を深夜までかけて強行しようとしたのです。

さらに、二十一日の七時間の政府質疑の後の午後六時過ぎに、法務委員会の定例日ではない翌二十二日に、本法案の参考人質疑に加え、政府質疑を行うことを委員長職権で決定。二十二日の審議終了後の午後七時ごろには、やはり定例日ではない二十六日も政府質疑を行うことを委員長職権で決定。あぐくの果て、本日、重要広範議案であるにもかかわらず、たつた十七時間の審議で強行採決されたのです。法務委員会は、いつから無法委員会になったのでしょうか。

しかも、この間、我々のたび重なる要請にもかかわらず、前述の失脚した技能実習生約二千八百名もの聴取票の写し配付に政府と与党が応じないため、委員会が開催されていない時間は、閲覧を許された我々の会派に所属する法務委員などが聴取票の転記と分析に忙殺されました。法務省はか、本法案に関係する各省の職員の間も、必要な資料の不備を補い、急遽設定される政府質疑への

答弁を準備するため、連日、深夜にわたる長時間労働を強いられました。

こうした各方面に無理を強い、悪影響を及ぼすような異常に過密な委員会運営を行う理由について、二十二日の理事会で自民党理事の一人は、会期末が十二月十日と決まっているからだと言いたい発言を行いました。審議の内容、方法を問わず短期間で採決しようという姿勢は、議会制民主主義の本質を踏みこじるものであり、断じて容認できません。

本年七月三十一日、衆議院議長から国会議員と行政府に向けた異例の所感が発表されました。憲法前文と四十一条の文言を引用しつつ、前国会では、法律の制定や行政監視における立法府の判断を誤らせるおそれのあるものや、行政執行の公正さを問われた諸々の事案など、民主的な行政監視、国民の負託を受けた行政執行といった点から、民主主義の根幹を揺るがす問題が生じたとしています。その上で、行政府と立法府に対し、深刻な自省と改善を求めています。

しかしながら、政府と与党は、自省と改善に取り組むどころか、今国会のいわゆる入管法改正案の審議においては、法案自体の内容、法案審査に不可欠な資料、法案審査の手続、それぞれの面で、さらなる民主主義の根幹を揺るがす問題を生じさせているのです。

立法府の長である衆議院議長による異例の所感が、このまま政府と与党によって無視されることがあるではありません。国会の権威を取り戻し、国民の国政への信頼を取り戻すためにも、議員各位に対し本法案への反対を強く要請しまして、私の討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

議長(大島理森君) 演地雅一君

(演地雅一君登壇)

○演地雅一君 公明党の演地雅一です。

公明党を代表し、政府提出、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

案及び自民、公明、維新による同修正案に対し、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

現在、我が国に在留する外国人は約二百六十万人、そのうち百二十八万人が就労している状況であります。人手不足が特に深刻な建設や宿泊、外食産業を始めとする業種においては、就労を直接の目的とする在留資格はない状況です。

そのため、かかる分野では、本来、技能の国際移転を目的とする技能実習生や多くの留学生の資格外活動に頼っている状況の中、本法律案は、人手不足が顕著な分野に真正面から就労資格を認める特定技能一号及び二号を創設する内容であり、大変有意義なものであります。

深刻な人手不足に早急に対応するため、一日も早く成立させる必要があります。

法務委員会の審議では、政府基本方針、分野別運用方針や省令の検討状況について質問が相次ぎましたが、政府答弁を始め、随時提出された資料等により、制度の根幹部分が明らかとなりました。

具体的には、受入れ業種を十四業種とし、その規模感は、初年度の受入れ見込み数を三万二千八百人から四万七千五百五十人、五年後の受入れ見込み数を二十六万二千七百五十人から三十四万五千五百五十人と示し、分野別運用方針で確定する人数を受入れの上限とすることも答弁で明らかとなりました。

そもそも入管業務には行政裁量が広く認められ、他の在留資格には受入れ上限数などないところがございますが、雇用や国民生活への影響を考慮し、分野別運用方針に特定技能外国人の受入れ上限数を明記することとは、今後の労働人口を予測する上で意義があるものと考えます。

また、報酬の水準も日本人と同等以上とし、その他教育訓練の実施や福利厚生施設の利用においても差別的取扱いの禁止が法案に明記されております。

雇用形態も直接雇用を原則とした上で、農業分

野など派遣形態が必要不可欠な分野に限り認めることも明らかとなりました。

さらに、雇用契約及び支援計画の内容が遵守されるよう届出事項を詳細化し、加えて、保証金を徴収された外国人を受け入れることができない仕組みとなつていなど、特定技能外国人が適法、適切に就労する環境を確保できる制度となつていきます。

加えて、業所管庁が行う試験についても、実施の場所や、筆記に加え実技試験を課すなど、詳細な答弁もありました。

永住許可との関係も、特定技能一号は永住許可ガイドラインの就労期間に含めないこと、他方、同二号については就労期間に含める方向で検討されていることも答弁で明らかとなりました。

また、特定技能一号外国人が帰国後、解雇された場合には、転職を含めた支援を行うことを受入れ機関等に義務づけるなど、熟練した知識、技能の水準にまで達しない特定技能一号外国人に対して適切な支援を行う仕組みとなつており、評価できます。

創設される出入国在留管理庁においては、公正な在留を確保するため、受入れ機関に対し、雇用契約や支援計画の内容変更を始め、随時、定期的な届出がなされ、かつ、受入れ機関への改善命令権、立入調査権が付与されるなど、特定技能外国人の在留状況を的確に把握することが可能となり、高く評価します。

さらに、外国人の就労を始め生活支援も行うべく、法務省には関係府省庁に対する総合調整機能が付与され、本格的な多文化共生社会の構築に政府一丸となつて取り組むこととなります。

政府には、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応検討会での議論を更に加速させ、特に外国人の就労、生活の場を支える地方公共団体の声を聞き、外国人支援に携わる関係機関への適切な支援を行うことを切に要望します。

また、修正案の附則において、特定技能外国人

が過度に大都市圏及びその他特定地域に集中しないよう政府に努力義務を設けたことも高く評価します。

以上のとおり、本制度の根幹部分については質疑を通じて明らかにされており、一部野党が批判するような、すかさずの制度ではないということ強く申し上げます。

なお、旧技能実習制度下での失踪の聴取票の集計データの誤りについては、弁解の余地はなく、法務省には猛省を促します。

一方で、技能実習制度は、平成二十八年十一月に、監理団体を許可制とし、実地調査権が付与された外国人技能実習機構を創設するなどの改正を行い、昨年十一月に施行されております。

施行後間もない期間ではありますが、外国人技能実習機構は、既に三千七百件に及ぶ実地調査を行うなど、改正の効果は確実にあらわれ始めております。具体的には、ことし六月までの速報値によると、失踪者の割合は、昨年の二%程度から、ことしは一・三%に低下しております。

また、参考人質疑においては、ベトナム政府認定の送り出し機関の代表者から意見を聴取しましたが、ベトナムでは、日本に技能実習生を送り出す場合、保証金を徴収してはならない規定があることが周知されており、特定技能においても、送り出し国側に対し、保証金の徴収禁止など、制度の詳細を広報することが重要になると考えます。

法務省においては、今般設置された、門山法務大臣政務官をヘッドとする技能実習制度の運用プロジェクトチームにおいて詳細な分析、検討を行い、さらなる運用の改善を図り、失踪者の減少につなげるよう強く要望いたします。

最後に、本法案を契機に、我が国は本格的な外国人との共生社会への構築に乗り出すこととなります。外国人材を単なる労働力の補充として捉えるのではなく、生活者であることを念頭に、外国人材が安心して働き、学び、生活できる日本とすることが、今後本格化する世界の人材獲得競争に

勝ち抜く最も重要な視点であることを申し上げ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 黒岩宇洋君。

(黒岩宇洋君登壇)

○黒岩宇洋君 無所属の会の黒岩宇洋です。

私は、ただいま議題となりました入管難民法改正案について、反対の立場から討論を行います。(拍手)

まず、反対の理由として、与党の、想像を絶する強引な委員会運びが挙げられます。

昨年から続く安倍官邸、政府の立法院軽視が更に顕著になり、官邸の下請と化していく法務委員会を哀れにさえ感じ、脱力感を覚えました。

たった四日の審議日程のうち、四分の三に当たる三日が委員長の職権立て、半分の二日が定例日外。ちなみに、法務委員会の歴史上、定例日外開催は初めての事例となり、それも、月曜、木曜と、定例日外がフル稼働。これでは、戦時中の月火水木金金です。結果、祝日、土日、三連休を挟んでも丸一週間で重要広範扱い議案が衆議院を通過しようとしております。

政府質疑は合計十四時間で、その間の理事会、理事懇に費やされた時間と同程度。これがいかに尋常でないかは与党議員の皆さんもおわかりになるでしょう。こんな採決ありきの日程で、生煮えどころか、煮込む素材が出さるう前の採決では、到底十分な審議と言えるはずがありません。

次に、中身もひどいものです。

特段指摘しなければならないのが、受入れ見込み分野とその受入れ人数です。

分野については、現段階では定義もはっきりしない、業種という形で、各省ばらばらの理解のもとに、十四業種が要望として四省から上がっております。各省の所管業種全般に対してどのような要望を募ったのか。どのような手法でこれらの業種が選別されたのか。選別されなかった業種があるやに聞いておりますが、選別されなかった理由など、全く判然としていません。

これで、このままこの業種が分野として省令に明記されるようでは、まさに特定技能分野利権ができ上がってしまうでしょう。

受入れ見込み数は、五年後の人材不足数から生産性向上による人手確保と国内人材確保の二つの数字を引いて求められます。すなわち、三つの数字が客観性と合理的で精緻な積算根拠に基づかなければ、相当幅のある、言い方をかえれば、いいかげんな受入れ見込み数となる仕組みとなっています。

五年後の人材不足数の積算根拠でいえば、厚労大臣が予算委員会で答弁した、有効求人倍率を用いている業種は、十四のうち、たったの三つにすぎません。生産性向上については、十四業種のうち十一業種が年率一%向上という、何の根拠もないまま、四省を横断して同じ数字を用いておりま

す。国内人材確保は、十四業種のうち、その人数を数式など数的根拠で示した業種は一つもありません。農業に至っては、国内人材確保八万人の根拠が、もともとある二〇二三年までの目標数という見事なまでの精緻な積算根拠。人をばかにして

もらつては困ります。

これどうやって、受入れ見込み数、そしてお

およその上限を国民に納得させられるのでしょうか。理解不能です。

最後に、新設予定の出入国在留管理庁について一言申し上げます。

法務省からすれば、短期的には、組織が拡大され、ポストもふえ、あめ玉をぶら下げられたと思つてゐるかもしれませんが、しかし、中長期的に見れば、大変厳しいしつぱ返しを食らうでしょう。外国人労働者の在留管理を三百人規模の組織で賄うことなどできるはずがないからです。今後、外国人労働者の雇用・生活環境にまつわる問題、広く人権問題があらゆる場面で勃発します。その責任を一手に引き受けるリスクを法務省は理解しているのでしょうか。

今法案の問題点はまだまだ限りなく存在しま

す。今後の政府基本方針、分野別運用方針、法務省令という地下三階部分に眠るこの制度の本質が真つ暗闇のままの今法案に断固反対することを申し上げて、私の反対討論を終わります。

○議長(大島理森君) 串田誠一君。

(串田誠一君登壇)

○串田誠一君 日本維新の会の串田誠一です。

入管法改正に関し、原案及び修正案に、日本維新の会を代表して、賛成する立場から討論いたします。(拍手)

今般の入管法改正に関しては、日本人の労働環境が悪化するのではないかと懸念がありま

した。特に、転職が認められるということで、都市部へ移つてしまひ、就職争いが日本人との間で繰り広げられるのではないかと、地方の人手不足は解消されないのではないかという懸念がありま

した。また、技能実習生の失踪は後を絶たず、治安の面からもゆゆしき状況です。

しかし、一方では、我が国の九七%が中小企業であり、その人手不足は深刻で、倒産寸前となつて

いるという現状もあります。

このさまざまな問題に直面したとき、日本維新の会としては、単に賛成、反対を表明するのでは

なく、問題点を改善することを目指すことにし、修正協議を重ねました。その結果、運用方針に地域偏在に配慮する条項を明記し、在留管理に関し

ては個人識別番号を検討すること、制度のあり方に関する検討を三年から二年にしてきめ細かな対応をすることができると等の修正が行われるというこ

で、賛成することを決断しました。

今後とも、修正の趣旨に即した運用がなされることを強く要望しまして、賛成討論といたしま

す。(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

(藤野保史君登壇)

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、入管法等改正案に対して、断固反対の討論を行います。

す。(拍手)

反対理由の第一は、議会制民主主義を踏みにじる審議の進め方です。

本案の審議は二十一日の法務委員会で始まったばかりであり、審議すればするほど問題が明らかになっていきます。世論調査でも、日を迫るにつ

に、国会の成立にこだわるべきではないという意見がふえ、今や八割を超えています。今、国会がやるべきことは、この国民の声にこたえて徹底的な審議を行うことです。

ところが、政府・与党は、安倍総理の外遊日程に合わせて委員会の審議日程を決め、本案を採決しようとしています。これは、国会を政府の下請機関におとしめるものであり、言語道断です。

第二に、本法案が、人手不足を理由に、外国人労働者を雇用の調整弁にしようとしていること

です。

本案は、受入れ業種や規模、人数など、具体的なことは全て省令以下に委ねる白紙委任法であり、法案の体をなしていません。

本案で新設される特定技能一号の在留資格は、一年ごとの更新制です。また、在留の前提となる雇用契約は一年以下、例えば三ヶ月の短期契約も可能

です。さらに、派遣契約も排除していません。

結局、本案は、五年を上限として雇用契約や在留期間を短期で繰返す外国人の非正規労働者をつくり出すものです。これは、外国人労働者を雇

用の調整弁とするものにほかならず、断じて認め

ることはできません。

第三に、本法案が、安価な労働力としての技能実習制度を使い続けるために、うそにうそを重ねる欺瞞的な法案となっている点です。

政府は、技能実習制度について、国際貢献を建前としつつ、実際には劣悪な労働条件で働かせて

います。本音と建前を使い分ける欺瞞的な受入れを続けてきたことが、矛盾を拡大させ、多くの実

習生を苦しめています。

佐藤 勉君	齋藤 健君	坂井 学君	櫻田 義孝君	塩崎 恭久君	繁本 護君	下村 博文君	新谷 正義君	菅 義偉君	杉田 水脈君	鈴木 俊一君	鈴木 貴子君	鈴木 隼人君	鈴木 隼人君	田中 和徳君	田中 良生君	田畑 毅君	田村 憲久君	高市 早苗君	高木 毅君	高橋 ひなこ君	竹本 直一君	武田 良太君	武村 展英君	棚橋 泰文君	谷川 とむ君	津島 淳君	寺田 稔君	富樫 博之君	土井 亨君	中曽根 康隆君	中谷 真一君	中村 裕之君	中山 泰秀君	長尾 敬君	二階 俊博君	西田 昭二君	西村 康稔君
佐藤 ゆかり君	齋藤 洋明君	坂本 哲志君	笹川 博義君	塩谷 立君	柴山 昌彦君	白須賀 貴樹君	新藤 義孝君	菅原 一秀君	鈴木 馨祐君	鈴木 淳司君	鈴木 憲和君	関 芳弘君	田所 嘉徳君	田中 英之君	田野 瀬大道君	田畑 裕明君	平 将明君	高木 啓君	高鳥 修一君	竹下 亘君	武井 俊輔君	武部 新君	橘 慶一郎君	谷 公一君	谷川 弥一君	土屋 品子君	とかしきなおみ君	渡海 紀三朗君	富岡 勉君	中谷 元君	中根 一幸君	中山 展宏君	永岡 桂子君	長坂 康正君	丹羽 秀樹君	西村 明宏君	西銘 恒三郎君

○議長の報告

(議席変更)

一、去る二十二日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一六二	西村 明宏君
一七〇	上川 陽子君
二一八	石崎 徹君
二二四	岩田 和親君
二二六	渡辺 孝一君
二二三	小泉進次郎君
二四二	坂本 哲志君
二四九	小野寺五典君
二五六	吉野 正芳君
二五八	小此木八郎君
三一五	葉梨 康弘君
三四四	塩谷 立君
三四七	棚橋 泰文君
三四九	山本 有二君
三八八	福山 守君
三九五	若宮 健嗣君
四二七	鈴木 俊一君
四三四	石破 茂君
四五三	山田 美樹君

(議長指定)

一、去る二十二日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

決算行政監視委員 宮崎 政久君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

池田 佳隆君
中山 展宏君

補欠

築 和生君
熊田 裕通君

平成三十年十一月二十七日 衆議院会議録第九号 議長の報告

法務委員

辞任

松野 博一君
今井 雅人君
山尾志枝里君
森田 俊和君
築 和生君
古田 圭一君
宮路 拓馬君
齊木 武志君
熊田 裕通君
櫻井 周君
中谷 一馬君

補欠

古田 圭一君
中谷 一馬君
櫻井 周君
齊木 武志君
宮路 拓馬君
松野 博一君
池田 佳隆君
森田 俊和君
中山 展宏君
山尾志枝里君
今井 雅人君

農林水産委員

辞任

赤澤 亮正君
鬼木 誠君
黄川田仁志君
谷川 とむ君
古川 康君
和田 義明君
安藤 高夫君
小寺 裕雄君
古田 圭一君
本田 太郎君
三浦 靖君
宮路 拓馬君
和藤 高夫君
安藤 義明君
赤澤 亮正君
谷川 とむ君
鬼木 誠君
黄川田仁志君
古川 康君

補欠

小寺 裕雄君
本田 太郎君
三浦 靖君
古田 圭一君
宮路 拓馬君
安藤 高夫君
和藤 義明君
赤澤 亮正君
谷川 とむ君
鬼木 誠君
黄川田仁志君
古川 康君

法務委員

辞任

藤原 崇君
古川 康君
山本 拓君
小田原 潔君
熊田 裕通君
佐藤 明男君
一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

熊田 裕通君
佐藤 明男君
小田原 潔君
山本 拓君
藤原 崇君
古川 康君

農林水産委員

辞任

中曾根康隆君
古川 康君
松田 功君
串田 誠一君
高木 啓君
高村 正大君
本田 太郎君
宮路 拓馬君
高木 鍊太郎君
杉本 和巳君
杉本 和巳君

補欠

高木 啓君
宮路 拓馬君
高木 鍊太郎君
杉本 和巳君
高村 正大君
中曾根康隆君
国光あやの君
古川 康君
松田 功君
串田 誠一君

予算委員

辞任

衛藤征士郎君
奥野 信亮君
鈴木 俊一君
盛山 正仁君
川内 博史君
武内 則男君
西岡 秀子君
岡本 三成君
中山 展宏君
門 博文君
高橋ひなこ君
松本 洋平君
宮澤 博行君
落合 貴之君

補欠

和生君
中山 展宏君
高橋ひなこ君
松本 洋平君
落合 貴之君
山尾志枝里君
源馬謙太郎君
高木美智代君
門 博文君
宮澤 博行君
奥野 信亮君
鈴木 俊一君
盛山 正仁君
衛藤征士郎君
川内 博史君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

田村 貴昭君

(議案提出)

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(森山浩行君外五名提出)

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(森山浩行君外九名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(森山浩行君外十名提出)

(議案受領)

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案

柔道整復師法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第九号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第一〇号)

国家公務員の人事費の総額の削減の推進に関する法律案

教育無償化等制度改革の推進に関する法律案

国会法の一部を改正する法律案

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案

農地法の一部を改正する法律案

労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案(参法第二三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(参法第二三号)

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案

道州制への移行のための改革基本法案

消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案

医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案

医療法等の一部を改正する法律案

世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案

災害からの復旧復興に関する被災地地方公共団体の長による要請に関する法律案

地方教育行政改革の推進に関する法律案

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案

森林法の一部を改正する法律案

領域等の整備に関する法律案

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案(参法第三七号)

労働基準法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案

労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案

個人情報保護の保護に関する法律の一部を改正する法律案

公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案

財政法の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

保育士給与の官民格差の是正に関する法律案

特定土砂等の管理に関する法律案

土地の掘削等の規制に関する法律案

土砂等の置場の確保に関する法律案

生活保護法の一部を改正する法律案

当せん金付証票法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第六二号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第六二号)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

都市計画法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

食品表示法の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(森山浩行君外五名提出)

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(森山浩行君外九名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(森山浩行君外十名提出)

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年十一月二十六日

衆議院議長 大島 理森殿

予算委員長 野田 聖子

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

恩赦に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

政府が進める「外国人材の受入れ」による外国人労働者の受入れ上限等に関する質問主意書(山井和則君提出)

法務大臣山下貴司君不信任決議案

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者

辻元 清美

山井 和則

穀田 恵二

日吉 雄太

賛成者

阿久津幸彦外百十二名

原口 一博

広田 一

照屋 寛徳

法務大臣山下貴司君不信任決議
本院は、法務大臣山下貴司君を信任せず。
右決議する。

理 由

法務大臣山下貴司君は、今国会の最重要法案といえる入管法改正案の質疑にあたり、法務省ともども杜撰かつ不誠実極まる対応を繰り返してきた。

そもそも入管法の改正は、外国人受け入れ制度を根本から変更するという、わが国のあり方そのものを変えかねない極めて重要な内容を含んでおり、正確な資料を基に十分な質疑時間を確保した上で、充実した質疑を行うことが不可欠であることは言うまでもない。

然るに山下法務大臣は、新在留資格による外国人の受け入れ見込み数について、「審議に資するよう」などと逃げの答弁に終始し、その後に出された積算根拠についても、その妥当性への疑念は全く晴れないままである。

更に、法務省による失職した技能実習生への調査結果に、法案審議の根幹に関わる重大な誤りが数多くあることが発覚した。それだけでも極めて重大な問題である上、山下法務大臣は、この誤った調査を基に度々誤った答弁を行ったことに対して、単なる謝罪のみで答弁の修正すら行わなかった。まさに言語道断である。また、国会決議に基づき調査結果であるにもかかわらず、法務委員会理事らの閲覧のみという情報開示の手法も、論外の不誠実さと言わざるを得ない。そもそもこの入管法改正案には、他にも様々な論点から多くの疑問点が指摘されており、内容の希薄さは覆い隠しようがない。

こうした一連の山下法務大臣と法務省の杜撰かつ不誠実極まる対応は、立法院に対する冒瀆であると言わざるを得ず、これ以上、山下貴司君に法務大臣の任を続けさせることは断じて許されな

い。
以上が、本決議案を提出する理由である。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律

サイバーセキュリティ基本法平成二十六年法律第百四号の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第十三条中「第三十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

第三十七条中「第三十条第二項」を「第十七条第四項又は第三十一条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第四章中第三十六条を第三十七条とし、第三十三条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条第一項を次のように改める。

本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

一 第二十六条第一項第二号に掲げる事務（独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査

に係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる事務（独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。）

独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有することともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

二 第二十六条第一項第四号に掲げる事務

サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有することともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第三項中「第二十五条第一項第二号から第四号まで」を「第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号」に、「第三十一条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関すること。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とする。

第三章中第二十三条を第二十四条とし、第十七条から第二十二号までを一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の一号を加える。

（サイバーセキュリティ協議会）

第十七条 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた

国務大臣（次項において「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）

二 地方公共団体又はその組織する団体

三 重要社会基盤事業者又はその組織する団体

四 サイバー関連事業者又はその組織する団体

五 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体

六 その他本部長等が必要と認める者

3 協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

4 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

2 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

2 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項中「第三十條第一項」を「第三十一條第一項第一号に係る部分に限る。」に改める。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

3 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「第二十五條第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

理 由

サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとする。ことに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に關する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九百九十六回国會議法第四五号)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに關する施策の推進に關し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣(以下「本部長等」という)その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会(以下「協議会」という)を組織するものとともに、サイバーセキュリティに關する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に關する事務

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

をサイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」という)の所掌事務に追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 協議会の組織等

(一) 本部長等は、サイバーセキュリティに關する施策の推進に關し必要な協議を行うため、協議会を組織するものとする。

(二) 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、国の関係行政機関の長、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者、大学その他の教育研究機関その他本部長等が必要と認める者等を構成員として加えることができるものとする。

(三) 協議会は、(一)の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに關する施策の推進に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができるものとする。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。

(四) 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

2 本部の所掌事務の追加及び当該事務の委託等

(一) 本部の所掌事務にサイバーセキュリティに關する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に關することを追加するものとする。

(二) 本部は、(一)の事務の一部を、サイバーセキュリティに關する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施

することができるとして政令で定める法人に委託することができるものとする。

3 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに關する施策の推進に關し必要な協議を行うため、本部長等その他関係事業者等を構成員とする協議会を組織するものとともに、サイバーセキュリティに關する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に關する事務を本部の所掌事務に追加する等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成三十年十一月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿

内閣委員長 牧原 秀樹

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成三十年十一月二日

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部改正

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

十九條の十九を「第十九條の三十七」に改める。

第一条中「すべて」を「全て」に改め、「の出入国」の下に「及び本邦に在留する全ての外国人の在留」を加える。

第二条第十一号から第十二号の二までの規定中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第十五号中「第十三條」を「第三十條」に改める。

第二章中「第二章の二」の次に次の三條を加える。

第一条 特定技能の在留資格に係る制度の運用に關する基本方針

第二条の三 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に關する基本方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定技能の在留資格に係る制度の意義に關する事項

二 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に關する基本的な事項

三 前号の産業上の分野において求められる人材に關する基本的な事項

四 特定技能の在留資格に係る制度の運用に關する関係行政機関の事務の調整に關する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に關する重要事項

3 法務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議

の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針)

第二条の四 法務大臣は、基本方針にのっとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣(以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。)と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「分野別運用方針」という。)を定めなければならない。

2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該分野別運用方針において定める人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況に関する事項

三 第一号の産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項

四 第一号の産業上の分野における第七条の二第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、第一号の産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

係る制度の運用に関する重要事項

3 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めようとするときは、あらかじめ、分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、分野別運用方針の変更について準用する。

(特定技能雇用契約等)

第二条の五 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行うとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約(以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。)は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約(第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。)の適正な履行

二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画(第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。)の適正な実施

4 前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私の機関(当該機関が法人である場合においては、その役員を含む。)が、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。

5 特定技能所属機関(第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。)が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定に適合するものとみなす。

6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行うとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(次項及び第四章第一節第二款において「二号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第八項、第七条第一項第二号及び同条において「一号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

7 一 号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。

8 一 号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

9 法務大臣は、第一項、第三項、第六項及び前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第七条第一項第二号中「地位については」を「地位については、」に改め、「こと」の下に「別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人については、一 号特定技能外国人支援計画が第二項の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。」を加え、同項第四号中「第五項第一項第四号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「まで」の下に「又は同表の特定技能の項の下欄第一号若しくは第二号を加え、「次条」を「次条第一項」に、「証明書」を「在留資格認定証明書」に改める。

第七条の二第一項中「証明書」の下に「(以下「在留資格認定証明書」という。))」を加え、同条に次の三項を加える。

3 特定産業分野(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。)を所管する関係行政機関の長は、当該特定産業分野に係る分野別運用方針に基づき、当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたとき、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求めるものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、分野別運用方針に基づき、一時的

に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとるものとする。

5 前二項の規定は、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置がとられた場合において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置をとるときについて準用する。この場合において、第三項中「確保された」とあるのは「不足する」と、前二項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

第九条第二項及び第八項、第九条の二第一項、第三項、第五項、第七項及び第八項、第十四条の二第一項、第十七条第一項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二第一項、第十九条の三並びに第十九条の四第三項及び第五項中「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に改める。

第十九条の五第二項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項に、「末日が経過する」を「終了の時」に改める。

第十九条の六、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十、第十九条の十一第一項及び第二項並びに第十九条の十二第一項中「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に改める。

第十九条の十三第一項中「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に、「毀損等の場合」を「毀損等の場合に、「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に改め、同条第二項中「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に、「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に改め、同条第三項中「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に改める。

第十九条の十五中「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に改める。

第十九条の十六中「法務大臣に」を「出入国在留管理庁長官に」改め、同条第二号中「又は技能を」技能又は特定技能に改める。

第十九条の十七中「機関」の下に「次条第一項に規定する特定技能所属機関及び」を加え、「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に改める。

第十九条の十九第一項及び第三項中「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に改め、第四章第一節第二款中同条を第十九条の三十七とする。

第十九条の十八第一項中「法務大臣を」出入国在留管理庁長官に、「及び活動状況」を「活動状況及び所属機関の状況(特定技能外国人(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者に限る。以下この項において同じ。)については、一号特定技能外国人支援の状況(登録支援機関への委託の状況を含む。以下この項において同じ。)を含む。」に改め、「情報」の下に「(特定技能外国人については、一号特定技能外国人支援の状況に関する情報を含む。以下この条及び次条第一項において「中長期在留者に関する情報」という。)を加え、同条第二項中「法務大臣は、前項に規定する情報」を「出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報」に改め、同条第三項中「法務大臣」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加え、「第一項に規定する情報」を「中長期在留者に関する情報」に改め、同条を第十九条の三十六とする。

第十九条の十七の次に次の十八条を加える。

(特定技能所属機関による届出)

第十九条の十八 特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関(以下この款及び第八章において「特定技能所属機関」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定技能雇用契約の変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又

は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

二 一号特定技能外国人支援計画の変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき。

三 第二条の五第五項の契約の締結若しくは変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 受け入れている特定技能外国人(特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する外国人をいう。以下この款及び第八章において「同じ」の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項

二 第二条の五第六項の規定により適合一号特定技能外国人支援計画を作成した場合に、その実施の状況(契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項

(特定技能所属機関に対する指導及び助言)

第十九条の十九 出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

一 特定技能雇用契約が第二条の五第一項から第四項までの規定に適合すること。

三 一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合すること。

四 適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施

五 前各号に掲げるもののほか、特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。

(報告徴収等)

第十九条の二十 出入国在留管理庁長官は、前条各号に掲げる事項を確保するために必要な限度において、特定技能所属機関若しくは特定技能所属機関の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは特定技能所属機関若しくは役職員に対し出頭を求め、又は入国審査官若しくは入国警備官に關係人に対して質問させ、若しくは特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立ち入検査を行う場合においては、入国審査官又は入国警備官は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令等)

第十九条の二十一 出入国在留管理庁長官は、第十九条の十九各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは、特定技能所属機関に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定によ

る命令をした場合には、その旨を公示しなければならぬ。

(特定技能所属機関による一号特定技能外国人支援等)

第十九条の二十二 特定技能所属機関は、適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、一号特定技能外国人支援を行わなければならない。

2 特定技能所属機関は、契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができる。

(登録支援機関の登録)

第十九条の二十三 契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務(以下「支援業務」という。)を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の登録(前項の登録の更新を含む。以下この款において同じ。)を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録の申請)

第十九条の二十四 前条第一項の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 支援業務を行う事務所の所在地
- 三 支援業務の内容及びその実施方法その他支援業務に関し法務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第十九条の二十六第一項各

号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第十九条の二十五 出入国在留管理庁長官は、

前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録支援機関登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、

第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 出入国管理及び難民認定法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。)の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三号の二若しくは第二百四十二条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十号、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四号第一項(同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六号前段若しくは第四十八号第一項(同法第四十六号前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第八十三号若しくは第八十六号(同法第八十三号の規定に係る部分に限る。)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

五 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

い者

七 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

八 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号において同じ。)であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九 第十九条の二十三第一項の登録の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をした者

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第十三号において「暴力団員等」という。))

十一 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出等)

第十九条の二十七 第十九条の二十三第一項の登録を受けた者(以下「登録支援機関」という。)は、第十九条の二十四第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第十二号又は第十四号に該当する場合を除き、当該事項を登録支援機関登録簿に登録しなければならない。

3 第十九条の二十四第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(登録支援機関登録簿の閲覧)

第十九条の二十八 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関登録簿を一般の閲覧に供しななければならない。

(支援業務の休廃止の届出)

第十九条の二十九 登録支援機関は、支援業務を休止し、又は廃止したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定により支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録支援機関に係る第十九条の二十三第一項の登録は、その効力を失う。

(支援業務の実施等)

第十九条の三十 登録支援機関は、委託に係る適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、

支援業務を行わなければならない。

2 登録支援機関は、法務省令で定めるところにより、支援業務の実施状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

(登録支援機関に対する指導及び助言)

第十九条の三十一 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関の支援業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、登録支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(登録の取消し)

第十九条の三十二 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十九条の二十六第一項各号(第七号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項又は第十九条の三十第二項の規定に違反したとき。

三 第十九条の三十第一項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により第十九条の二十三第一項の登録を受けたとき。

五 第十九条の三十四の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 第十九条の二十六第二項の規定は、前項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消した場合について準用する。

(登録の抹消)

第十九条の三十三 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第二項若しくは第十九条の二十九第二項の規定により第十九条の二十三第一項の登録がその効力を失つたとき、又は

前条第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十九条の三十四 出入国在留管理庁長官は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(法務省令への委任)

第十九条の三十五 第十九条の二十二から前条までに規定するもののほか、登録支援機関及び支援業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第二十条第一項中「含み」の下に「特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み」を加え、同条第四項中「場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとるを」としたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるに改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

第二十条第四項第一号中「入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させること。」を「当該外国人に対する在留カードの交付に改め、同項第二号中「入国審査官に、当該旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。」を「当該旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載に改め、同項第三号中「入国審査官に、当該外国人に対し新たな在留資格及び在留期間を記載した留資格証明書書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格証明書書に新

たな在留資格及び在留期間を記載させること。」を「当該外国人に対する新たな在留資格及び在留期間を記載した留資格証明書書の交付又は既に交付を受けている在留資格証明書書の新たな在留資格及び在留期間の記載に改め、同条第五項中「される日」を「される時」に改め、「経過する日」の下に「終了する時」を加え、「早い日」を「早い時」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

第二十一条第四項前段中「第二十条第四項の下に「及び第五項」を、「場合に」の下に「ついで」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十二条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させるを」としたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるに改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させることにより行うものとする。

第二十二条に次の一項を加える。

4 第二項の規定による法務大臣の許可は、前項の規定による在留カードの交付があつた時に、その効力を生ずる。

第二十二條の二第三項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、「手続」の下に「ついで」を加える。

第二十二條の四第一項第三号中「第七條の二第一項の規定による証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第二十三条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第二十四条第三号中「第一節、第二節」を「前二節」に改め、同条第四号口中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

第二十四条の三第一号中「入国管理官署」を「出入国在留管理官署」に改める。

第二十六条第一項から第三項までの規定中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「外国人から」の下に「法務大臣に対する」を加え、「第二十條第五項」を「第二十条第六項」に、「末日」を「終了の時」に改め、同条第五項及び第七項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第四十一条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第五十条第三項中「法務大臣は」を「法務大臣が」に改め、「ときは」の下に「出入国在留管理庁長官は」を加える。

第五十二条第五項及び第五十五条第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第五十九条の二第二項中「は、第七條の二第一項の規定による証明書を又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書に改め、同条第三項中「法務大臣」の下に「出入国在留管理庁長官」を加える。

第六十一条の二の二第三項中「前二項」の下に「規定による」を加え、「場合には、在留資格及び在留期間を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」を「こととしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に

掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

第六十一条の二の二第三項第一号中「入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させること」を「当該外国人に対する在留カードの交付」に改め、同項第二号中「入国審査官に、当該外国人に対し、在留資格及び在留期間を記載した留資格証明書を交付させること」を「当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した留資格証明書の交付」に改め、同条第四項中「第二項の下に規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があった時に、その効力を生ずる。

第六十一条の二の七第三項、第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項並びに第六十一条の二の十三中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第六十一条の三第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、同条第二項第二号中「次条第二項第五号」を「次条第二項第六号」に改め、同項第三号中「第十九條の十九第一項」を「第十九條の三十七第一項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九條の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに關係のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

第六十一条の三第三項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一条の三の二第二項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、同条第二項第四号中「第十九條の十九第一項」を「第十九條の三十七第一項」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十九條の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに關係のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

第六十一条の六中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一条の七第四項中「地方入国管理局長」を「地方出入国在留管理局長」に改める。

第六十一条の七の二第二項中「入国管理官署」を「出入国在留管理官署」に改める。

第六十一条の七の六第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一条の七の六の次に次の一条を加える。

(関係行政機関との関係)

第六十一条の七の七 出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、出入国及び在留の管理並びに難民の認定に関する事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に關連する場合には、関係行政機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

第六十一条の八第一項中「法務省の内部部局として置かれる局で政令で定めるもの、入国者収容所又は地方入国管理局の長」を「出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等」に、「管理及び」を「及び在留の管理並びに」に改める。

第六十一条の八の二中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

国在留管理庁長官に、「の管理及び」を「及び在留の管理並びに」に、「外国人入国管理局」を「外国出入国在留管理局」に改め、同条第二項中「外国人入国管理局」を「外国出入国在留管理局」に改め、同条第三項中「法務大臣は、外国入国管理局」を「出入国在留管理庁長官は、外国出入国在留管理局」に改め、同条第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「あらかじめ」の下に「同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を」を加え、「外務大臣の確認を」を「外務大臣の確認を、それぞれ」に改める。

第六十一条の九の三第一項第二号及び第三号中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一条の十の前の見出しを「(出入国在留管理基本計画)」に改め、同条第一項中「出入国」の下に「及び在留」を加え、「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改める。

第六十一条の十一中「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改め、「の出入国」の下に「及び在留」を加える。

第六十九条の二中「法務省令」を「政令」に、「地方入国管理局長」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、第二條の三第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む)、第二條の四第一項、同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む)並びに第七條の二第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む)に規定する権限については、この限りでない。

第六十九条の二に次の一項を加える。

2 出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の権限(前項の規定により委任された権限を含む)は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局局長に委任することができる。

第七十条第一項第五号中「第二十條第五項」を「第二十條第六項」に改める。

第七十一條の三を第七十一條の五とし、第七十一條の二の次に次の二條を加える。

第七十一條の三 第十九條の二十一第一項の規定による処分違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條の十八第一項(第一号に係る部分に限る。)若しくは第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九條の二十第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせ

ず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十六條の二中「關して」の下に「第七十一條の三、第七十一條の四、」を加える。

第七十七條の二を第七十七條の三とし、第七十七條の次に次の一條を加える。

第七十七條の二 第十九條の十八第一項(第一号を除く。)若しくは第二項(第一号を除く。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一中「第二條の二の下に」、第二條の五を、「第十九條の十七」の下に、「第十九條の三十六」を加え、同表の二の表の高度専門職の項第二号二中「技能の項の下欄」の下に「若しくは特定技能の項の下欄第二号」を加え、同表の技能の項の次に次のように加える。

特定技能

一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(第二條の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ)であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

別表第一の二の表の技能実習の項第一号イ中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。)」を「技能実習法」に改め、同表に次のように加える。

備考 法務大臣は、特定技能の項の下欄の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

別表第一の四の表の家族滞在の項中「公用」の下に「特定技能(二)の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。」を加える。

(法務省設置法の一部改正)
第二條 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 削除」を「第二節 出入国在留管理庁」に改め、
第二節 出入国在留管理庁
第三節 地方支

留管理庁
び所掌事務(第二十七條、第二十九條、
機關(第三十條)
分府局(第三十一條、第三十三條)
二十八條)を「第三十四條に、」第二十九條を「第三十五條に改める。

第三條第一項中「出入国」の下に「及び外国人の在留」を加える。

第八條第一項中「入国者収容所」を削る。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除
第十五條中「地方入国管理局」を削る。

第二十一條から第二十三條までを次のように改める。

第二十一條から第二十三條まで 削除
第二十六條中「国家行政組織法」を「前項に定めるもののほか、国家行政組織法」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、法務省に、出入国在留管理庁を置く。

第二十九條を第三十五條とし、第四章第三節中第二十八條を第三十四條とする。

第四章第二節を次のように改める。
第二節 出入国在留管理庁
第一款 任務及び所掌事務
(長官)
第二十七條 出入国在留管理庁の長は、出入国在留管理庁長官とする。

(任務)
第二十八條 出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 出入国在留管理庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)
第二十九條 出入国在留管理庁は、前條第一項の任務を達成するため、第四條第一項第三十二號から第三十四號まで、第三十六號、第三十七號及び第三十九號に掲げる事務をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、前條第二項の任務を達成するため、第四條第二項に規定する事務をつかさどる。

第二款 施設等機關
(入国者収容所)
第三十條 出入国在留管理庁に、入国者収容所を置く。

2 入国者収容所は、本邦からの退去を強制される者を収容し、及び送還する事務をつかさどる。

3 入国者収容所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第三款 地方支分部局
(地方出入国在留管理局)
第三十一條 出入国在留管理庁に、地方支分部局として、地方出入国在留管理局を置く。

2 地方出入国在留管理局は、出入国在留管理庁の所掌事務のうち、第四條第一項第三十二號から第三十四號まで、第三十七號及び第三十九號に掲げる事務を分掌する。

3 地方出入国在留管理局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 地方出入国在留管理局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

5 前項に定めるもののほか、地方出入国在留管理局の内部組織は、法務省令で定める。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において新入管法第二条の第三項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

第三十二条 法務大臣は、地方出入国在留管理局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方出入国在留管理局の支局を置くことができる。

2 地方出入国在留管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方出入国在留管理局の支局の内部組織は、法務省令で定める。

(地方出入国在留管理局又はその支局の出張所)

第三十三条 法務大臣は、地方出入国在留管理局又はその支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方出入国在留管理局又はその支局の出張所を置くことができる。

2 地方出入国在留管理局又はその支局の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(基本方針等に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新入管法」という。)第二条の第三項から第三項までの規定の例により、基本方針(同条第一項に規定する基本方針をいう。次項及び第三項において同じ。)を定めることができる。この場合において、法務大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において新入管法第二条の第三項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定により基本方針が定められた場合には、施行日前においても、当該基本方針を新入管法第二条の第三項から第三項までの規定により定められた基本方針とみなして、新入管法第二条の第四項から第三項までの規定の例により、分野所管行政機関の長等(同条第一項に規定する分野所管行政機関の長等)をいう。以下この項において同じ。)と共同して、分野別運用方針(同条第一項に規定する分野別運用方針をいう。次項において同じ。)を定めることができる。この場合において、法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

4 前項の規定により定められ、公表された分野別運用方針は、施行日において新入管法第二条の第四項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された分野別運用方針とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第三条 施行日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により法務大臣又は地方出入国管理局長がした許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)であつて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長がする処分等の行為としてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、新法令の相当規定に基づいて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してされた申請等の行為とみなす。

3 施行日前に旧法令の規定により法務大臣又は地方出入国管理局長に対してしなければならない届出その他の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)であつて出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなければならない届出等の行為として新法令に相当規定があるものが施行日前にされていなければ、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、これを、新法令の規定により出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなければならない届出等の行為がされていなければならぬとして、新法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長がした処分等の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により法務大臣又は地方出入国管理局長に対してされている申請、届出その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)であつて出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してする申請等の行為として新法令に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、新法令の相当規定に基づいて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してされた申請等の行為とみなす。

3 施行日前に旧法令の規定により法務大臣又は地方出入国管理局長に対してしなければならない届出その他の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)であつて出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなければならない届出等の行為として新法令に相当規定があるものが施行日前にされていなければ、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、これを、新法令の規定により出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなければならない届出等の行為がされていなければならぬとして、新法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第百五十六条第一項中「外」を「ほか、」に、

「条例の」を「条例で」に改め、同条第二項中「これを」を削り、同条第三項中「これを」を「ついで」に改め、同条第四項中「本条中これ」を「この項において」に改め、「これを」を削り、同条第五項中「前項」を「前項前段」に、「地方出入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、「これを」を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

第七条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一法務省の項中「公安調査庁」を「出入国在留管理庁」に改める。

(電波法の一部改正)

第八条 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。
第二百三十三号の二第十四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 出入国在留管理庁 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の三の二第二項に規定する事務

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正)

第九条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「法務大臣」の下に「又は出入国在留管理庁長官」を加える。

第三十条の見出し中「法務大臣」を「法務大臣等」に改め、同条中「法務大臣」の下に「又は出入国在留管理庁長官」を加える。
(住民基本台帳法の一部改正)
第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月二十七日 衆議院會議録第九号 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

第三十条の五十(見出しを含む。)中「法務大臣を「出入国在留管理庁長官」に改める。別表第一の四十の二の項中「法務省を「出入国在留管理庁」に改め、「同法第二十三条第一

項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新」を削り、同項を同表の四十の三の項とし、同項の次に次のように加える。

四十の四 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律による同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可又は同法第三十一条第二項の更新に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十の二 出入国在留管理庁

出入国管理及び難民認定法による同法第十九条の二十三第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第十九条の二十七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正)
第十一条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号口及び第二十一条の第三項第一号口中「証明書」を同項に規定する在留資格認定証明書」に改める。

第二十二条(見出しを含む。)中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)
第十二条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第二項及び第四項、第五条から第七条まで、第八条第三項及び第五項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条

第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十四条第一項中「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に、「毀損等の場合」を「毀損等の場合」に、「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十六条及び第十七条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十八条第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第二十三条第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)
第十三条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを「退去強制等に関する経過措置等」に改め、同条中「第一条の規定による改正後の入管法(以下「改正入管法」という。)」を「入管法」に、「改正入管法」を「入管法」に、「同日を「第三号施行日」に改める。

附則第三条中「改正入管法」を「入管法」に改める。

附則第四条中「改正入管法第二十四条第四号へ(改正入管法第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者に係る部分に限る。)」を「入管法第二十四条第四号へ」に、「当該罪により禁錮」を「入管法第七十三条の罪により禁錮」に改める。

附則第五条第一項中「は、改正入管法」を「は、第一条の規定による改正後の入管法(以下「改正入管法」という。)」に改める。

附則第七条の前の見出しを「新規上陸に伴う在留カードの交付等に関する経過措置等」に改め、同条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「第二条の規定による改正後の入管法(以下「」を削り、「新入管法」を「入管法」に改め、「という。)」を削り、同条第二項及び第三項中「新入管法」を「入管法」に改める。

附則第八条中「新入管法第十九条の七」を「第二条の規定による改正後の入管法(以下「新入管法」という。)」第十九条の七」に改める。

附則第二十四条第二項中「新入管法」を「入管法」に改める。

附則第二十五条の前の見出しを「(住居地の届出等に関する経過措置等)」に改め、同条中「第三条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)」を「特例法」に改める。

附則第二十六条中「新特例法」を「第三条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)」に改める。

附則第二十八条第一項中「新特例法」を「特例法」に改め、同条第三項及び第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

附則第三十条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第二項中「新特例法」を「特例法」に改める。

附則第三十二条及び第四十一条中「新特例法」を「特例法」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)
第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第一項中「新特例法」を「特例法」に改め、同条第三項及び第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

附則第三十条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第二項中「新特例法」を「特例法」に改める。

附則第三十二条及び第四十一条中「新特例法」を「特例法」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)
第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項中「みなして」の下に「在留資格認定証明書(を加え、「の証明書」を「に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の五第一項中「入管法第七条の第二項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の六第一項中「入管法第七条の第二項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

第十六条の七第一項中「入管法第七条の第二項の証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書」を「規定により交付された在留資格認定証明書」に改める。

(重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の一部改正)
第十五条 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(平成二十六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(平成二十六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(平成二十六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「法務大臣」の下に、「出入国在留管理庁長官」を加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第十六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第九条及び第十一條第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第十二條第一項及び第二項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第十四條から第十八條まで、第十九條第一項及び第二十一條第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第二十六條第五号ハ中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

第三十二條第三項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第四十二條第一項及び第二項並びに第四十九條の見出し及び同条第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十條第一項中「主務大臣は」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体にに対し」に改め、「実習実施者及び監理団体にに対し」を削り、同条第二項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十一條第二項中「主務大臣は」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は第一号に掲げる者に対し、主務大臣は第二号に掲げる者に対し」に改め、「実習実施者、監理団体その他関係者に対する」を削り、同項に次の各号を加える。

る。

一 実習実施者及びその関係者(監理団体の関係者を除く。)

二 監理団体及びその関係者その他関係者(前号に掲げる者を除く。)

第五十三條及び第五十五條中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第百四條第三項中「地方運輸局長」の下に「運輸監理部長を含む。次項において同じ。」を加え、同条第五項中「主務大臣の権限」を「出入国在留管理庁長官の権限(前項の規定により出入国在留管理庁長官に委任されたものを含む。及び厚生労働大臣の権限(第七條第一項及び第三項から第五項までに規定するもの並びに)に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律に規定する法務大臣の権限(第七條第一項及び第三項から第五項までに規定するもの並びに第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く。は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。

第百六條第二項中「主務大臣」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加える。

(検討)

第十七條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 出入国管理及び難民認定法の一部改正

(一) 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する「特定技能1号」及び同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する「特定技能2号」の在留資格を創設すること。

(二) 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、政府は、本制度の運用に関する基本方針を定めなければならないものとする。

のとするとともに、法務大臣は、基本方針のつとり、受入れ分野を所管する関係行政機関の長等と共同して、分野別運用方針を定めなければならないものとする。

2 法務省設置法の一部改正

(一) 法務省の外局として出入国在留管理庁を置き、同庁の長を出入国在留管理庁長官とすること。

(二) 出入国在留管理庁の任務として、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること及び上記の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること等を定めること。

3 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、平成三十一年四月一日から施行するものとする。

(二) 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、特定技能の在留資格に係る制度の在り方について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その

運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設しようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、分野別運用方針に定める事項のうち、産業上の分野における人材の不足の状況に関する事項について、人材が不足している地域の状況に関する事項を含む旨を明記すること、受入れ機関が実施する「特定技能1号」の外国人の支援に、「特定技能1号」の外国人と日本人との交流の促進に係る支援を含む旨を明記すること、附則に、政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨の規定を追加すること、検討事項を修正し、政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留力ードの番号その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

と、特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討について、「施行後三年を経過した場合」から「施行後二年を経過した場合」に改めるとともに、地方公共団体の関与の在り方、特定技能の在留資格に係る技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び技能実習の在留資格に係る制度との関係に関する検討を含む旨を明記すること等の修正を行う必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費は、平成三十一年度予算に計上される見込みである。
右報告する。
平成三十年十一月二十七日
法務委員長 葉梨 康弘
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
第一章 第二条の二の次に次の三条を加える。

(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針)
第二条の三 (略)
(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針)
第二条の四 法務大臣は、基本方針にのっとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣(以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。)と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「分野別運用方針」という。)を定めなければならない。

2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 当該分野別運用方針において定める人材を確保することが困難な状況にあるため外

国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む)
三 第一号の産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項
四 第一号の産業上の分野における第七条の第二項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
五 前各号に掲げるもののほか、第一号の産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
3 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めようとするときは、あらかじめ、分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない。
4 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 前二項の規定は、分野別運用方針の変更について準用する。
(特定技能雇用契約等)
第二条の五 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行うとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約(以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。)は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項
2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いはしてはならないことを含むものとする。
3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約(第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。)の適正な履行
二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画(第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。)の適正な実施
4 前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私の機関当該機関が法人である場合においては、その役員を含むが、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に入出国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。
5 特定技能所属機関(第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。)が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定に適合するものとみなす。
6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人と特

二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項
2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いはしてはならないことを含むものとする。
3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約(第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。)の適正な履行
二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画(第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。)の適正な実施
4 前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私の機関当該機関が法人である場合においては、その役員を含むが、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に入出国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。
5 特定技能所属機関(第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。)が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定に適合するものとみなす。
6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人と特

二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項
2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いはしてはならないことを含むものとする。
3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約(第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。)の適正な履行
二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画(第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。)の適正な実施
4 前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私の機関当該機関が法人である場合においては、その役員を含むが、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に入出国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。
5 特定技能所属機関(第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。)が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定に適合するものとみなす。
6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人と特

定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行うとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(次項及び第四章第一節第二款において「二号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第八項、第七條第一項第二号及び同項において「一号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

7 一号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする○外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。

8 一号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならぬ。

9 法務大臣は、第一項、第三項、第六項及び前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、^{附則第三條}次条及び^{附則第五條}附則第五條の規定は、公布の日から施行する。

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新入管法」という。)別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、新入管法第十九条の十八第二項第一

号の特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することにならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針等に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新入管法」という。)第二条の第三項から第三項までの規定の例により、基本方針(同条第一項に規定する基本方針をいう。次項及び第三項において同じ。)を定めることができる。この場合において、法務大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において新入管法第二条の第三項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定により基本方針が定められた場合には、施行日前においても、当該基本方針を新入管法第二条の第三項から第三項までの規定により定められた基本方針とみなして、新入管法第二条の四第一項から第三項までの規定の例により、分野所管行政機関の長等(同条第一項に規定する分野所管行政機関の長等をいう。以下この項において同じ。)と共同して、分野別運用方針(同条第一項に規定する分野別運用方針をいう。次項において同じ。)を定めることができる。この場合において、法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

4 前項の規定により定められ、公表された分野別運用方針は、施行日において新入管法第二条の四第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された分野別運用方針とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第三条 (略)

(罰則に関する経過措置)

第四条 (略)

(政令への委任)

第五条 (略)

(地方自治法の一部改正)

第六条 (略)

(国家行政組織法の一部改正)

第七条 (略)

(電波法の一部改正)

第八条 (略)

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正)

第九条 (略)

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 (略)

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正)

第十一条 (略)

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十二条 (略)

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十三条 (略)

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 (略)

(重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の一部改正)

第十五条 (略)

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第十六条 (略)

(検討)

第十七条

政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号(出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号をいう。)その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方○地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表で、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別紙)

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 特定技能外国人の受入れに当たっては、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることを客観的データ等を用いて適切に判断し、かつ、所要の技能を有することを試験等により

正確に判定し、制度の趣旨を踏まえた人材の受入れを行うこと。

二 分野別運用方針に記載する受入れ見込み数は、本法律案の審議に当たり政府が答弁で明らかにしたとおり、当該分野の雇用情勢全般に関わる事項についての大きな変化が生じない限り、受入数の上限として運用すること。

三 特定技能二号の在留資格については、既存の専門的・技術的な就労資格と同様の高い水準の技能を求めるものとし、我が国の産業、雇用及び国民生活に与える影響に十分に配慮しつつ、熟練した技能を有する人材を外国人により確保することが真に必要な分野に限って受入れを行うなど、厳格な運用に努めること。

四 特定技能外国人の送出国における悪質なブローカーの介在等を防止しつつ有為の外国人材を受け入れるため、国内外における所要の広報・説明を含め、実効性のある方策を講ずること。

五 特定技能外国人が適正な賃金の支払を受け、公正な処遇を受けるよう、特定技能雇用契約の適格性を厳正に審査し、特定技能所属機関及び登録支援機関に対し、賃金の支払状況や支援の実施状況等についての監督を十分に行うこと。

六 特定技能外国人を含む中長期在留者について、今後取りまとめが予定されている外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づき、日本語教育の充実や関係地方自治体への支援を含め、共生のための取組を積極的に推進すること。

七 在留外国人に対する社会保障制度の適正な適用を確保するために、関係機関の連携を強化し、効果的な方策を検討すること。

八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運

用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。

九 不法滞在者や失跡技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

十 我が国に適法に在留する外国人労働者の権利利益が十分に保護されることの重要性に鑑み、関係機関の連携の下、法令違反、不正行為に対する厳格な対応を行うとともに、ワンストップ型の相談窓口を設けるなどして、外国人労働者が相談しやすい仕組みの構築を検討すること。